

令和7年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第4号）

令和7年11月17日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	常世田 正 樹	2番	伊 藤 春 美
3番	菅 谷 道 晴	4番	伊 場 哲 也
5番	平 山 清 海	6番	崎 山 華 英
7番	永 井 孝 佳	8番	井 田 孝
9番	島 田 恒	10番	片 桐 文 夫
11番	遠 藤 保 明	12番	林 晴 道
13番	宮 内 保	14番	飯 嶋 正 利
15番	宮 澤 芳 雄	16番	伊 藤 房 代
17番	向 後 悦 世	18番	景 山 岩三郎
19番	木 内 欽 市	20番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	柴 栄 男
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総 務 課 長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財 政 課 長	池 田 勝 紀

税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	大八木 利 武	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり 課 長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援 課 長	八 馬 祥 子	こども家庭 課 長	石 橋 康 司
高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆	商工観光課長	金 杉 高 春
農 水 産 課 長	伊 藤 弘 行	建 設 課 長	齊 藤 孝 一
都 市 整 備 課 長	飯 島 和 則	会 計 管 理 者	戸 葉 正 和
消 防 長	常世田 昌 也	上 下 水 道 課 長	向 後 哲 浩
教 育 総 務 課 長	飯 島 正 寛	生 涯 学 習 課 長	江 波 戸 政 和
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	林 甲 明	監 査 委 員 長	杉 本 芳 正
農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 谷 健 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	菅 晃
---------	---------	-----------	-----

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（飯嶋正利） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 遠 藤 保 明

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員、ご登壇願います。

（11番 遠藤保明 登壇）

○11番（遠藤保明） おはようございます。議席番号11番、遠藤保明です。令和7年第4回定例会において一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。通告の順序に従いまして質問いたします。

今回の質問は、過疎対策及び学校の再編と道路の整備の大きく三つの項目について質問いたします。

それでは、1番目の過疎対策についての質問であります。

令和3年から7年度までの5か年計画で、旭市過疎地域持続的発展計画が作成されており、今年度で5年目となり、一定の成果が出ていると思われまます。令和5年度の一般質問でも質問しておりますが、干潟地域の市民にはどのような運用がされているのか分かりません。

そこで、（1）旭市過疎地域持続的発展計画の令和6年度までの実績について伺います。

次に、（2）令和8年度から5か年計画で次期の計画が作成されると思ひます。特に重点を置く事業については、どのような事業があるかお聞きします。

続きまして、2番目の干潟地域の学校再編についての質問です。

まず（１）の、令和9年4月より小学校を統合し、ひかた椿小学校が開校するべく進められておりますが、その学校の施設整備及び通学方法など検討されている項目の進捗状況について伺います。

また、（２）として、閉校することになる中和小学校、萬歳小学校の跡地について有効活用する計画があるかどうかお聞きします。

続いて、3番目の道路整備についての質問です。

（１）市道の整備についてですが、干潟地域入野のローソンから秋田の広域農道につながる道路の市道1級31号線については、交通量が多く、特に大型車両の通行が多いためアスファルトにゆがみやひびが目立ちます。この道路については度々、部分補修をさせていただいているようですが、現状ではローソンから東京ガスバルブステーションまでの道路が特に傷んでいます。今後、道路整備の予定があるか伺います。

また、整備の際、今までの道路の基準で整備すると、また同じような傷みが出てくると思います。補強して傷みにくくする仕様にできないか伺います。

次に、（２）の南堀之内バイパスと谷丁場遊正線の主要地方道路の認定についてですが、この道路については、国道126号から東総道路につながる道路であり、ひいては成田方面にもつながる主要道路だと思われます。開通後は交通量も多くなると考えられますので、主要地方道路の認定を要望します。このことについて、市の考えをお伺いします。

以上、1回目の質問については以上でございます。再質問については質問席にて行います。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、大きな項目1点目の過疎対策についての（１）と（２）についてご回答申し上げます。

まず、1点目の旭市過疎地域持続的発展計画の実績ということでございますが、これまで過疎対策事業債を活用した事業でお答えさせていただきたいと思っております。

過疎対策事業債の実績につきましては、令和3年度から令和6年度までの4年間の合計で、対象事業は39事業、借入れた起債の総額は13億90万円となります。

主な事業としましては、ハード事業で南堀之内バイパス整備事業をはじめとした道路や橋梁に関する事業のほか、大原幽学遺跡史跡公園や長熊釣堀センターの改修などの文化・観光施設に関する事業、消防団車両整備やひかた椿小学校の大規模改造工事などがございます。

ソフト事業では、コミュニティバス等運行事業やデマンド交通運行事業などの公共交通に関する事業や、水田農業構造改革推進事業などがございます。

続きまして、2点目の次年度からの計画について特に重点を置く内容についてというご質問でございます。

現在、令和8年度から12年度までの5年間を計画期間として、次期の旭市過疎地域持続的発展計画の作成を進めております。次期計画では、現計画をベースとして第3期旭市総合戦略などを踏まえ、必要に応じて新たな事業の追加や項目の修正等を行います。

次期計画の掲載事業のうち大きなものとしましては、令和9年4月に開校予定のひかた樺小学校の改修工事やスクールバス、学校跡地の活用などの学校再編に係る事業、道路の整備・維持補修や太田ため池の改修工事などの土木関連事業、また、デマンド交通やコミュニティバスなどの公共交通の維持に関する事業などがございます。

なお、計画期間中に新たな事業などを掲載する必要がある場合には計画の修正も可能ですので、過疎対策事業債などの有利な財政措置を遺漏なく活用できるよう、今後も適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私のほうからは、2の干潟地域の学校再編についての（1）（2）について回答を申し上げます。

初めに、（1）の古城小学校への統合による施設整備や通学方法、それらの進捗状況について回答申し上げます。

統合校として活用する古城小学校の施設整備につきましては、令和9年4月開校までに大規模改造工事を行うものとして準備を進めております。大規模改造工事のうち、電気設備・機械設備・外構改修工事につきましては既に受注者と契約をしており、建築工事につきましては、先月末に受注者が決定し仮契約を行ったことから、契約議案を本議会に提案したところでございます。

今後、ご承認をいただき契約となりましたら速やかに工事打合せを行い、令和8年11月までを工事期限として本格的に着工してまいります。

通学方法につきましては、中和小・萬歳小からのスクールバスの運行経路等について、学校再編準備委員会にてご検討をいただいているところです。今後さらに、試乗会や内部調整を行いまして、開校に向けて準備を進めてまいります。

続きまして、(2)の小学校跡地の利活用ということでございます。

小学校の跡地活用につきましては、学校再編準備委員会におきまして保護者アンケートでいただいた意見や子ども議会での意見のほか、近隣市町の活用事例等を参考に中和小学校と萬歳小学校の土地利用を踏まえながら意見をまとめているところでございます。主な意見といたしましては、子どもたちが集まれる場や農業を生かした施設のほか、スポーツ施設といった活用が提案されております。

これと並行しまして、市では旭市学校施設利活用基本方針を策定したところでございます。今後、この利活用基本方針を踏まえまして、地域の意向に配慮した上で、施設ごとに利活用計画案を作成する予定となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課からは、3項目め、道路の整備についての(1)と(2)について回答いたします。

初めに、(1)1級31号について整備の予定があるのかということで回答申し上げます。

ご質問の道路は1級市道であり、1級・2級の道路については舗装の修繕計画に基づき工事を実施しております。令和7年度は舗装修繕計画の更新を行っているところであり、ご質問の道路についてもひび割れなどの状況を調査・評価し、修繕が必要な箇所を決定いたします。現時点で、ご質問の箇所についての工事予定は決まっておりませんが、特に傷みの激しい箇所は計画を前倒しし、修繕を行っております。特に、降雨により舗装が大きく破損することも度々発生しており、放置すると事故につながります。パトロールなどにより道路の破損状況を適切に把握するとともに、必要により修繕工事を実施し、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、舗装の関係になります。舗装の厚さは、地盤の支持力と想定される大型車の交通量などにより設計しております。当該道路については、平成26年度に詳細な調査を行い、当初想定された大型車の交通量を踏まえ必要な舗装の厚さを決定した上で修繕工事を複数年にわたり実施してまいりました。しかし、想定より大型車の交通量が多いことなどにより舗装のひび割れが多く発生しているものと考えております。

今後予定される舗装の修繕工事におきましては、議員ご指摘のとおり、舗装を厚くすることで、これまでよりも舗装がもつようになり、補修の回数も減らせるものと想定しておりますので、費用や効果を十分に検討し設計に反映してまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の南堀之内バイパス及び谷丁場遊正線の主要地方道路認定についての回答です。

南堀之内バイパス及び谷丁場遊正線については、主要地方道大栄栗源干潟線から主要地方道多古笹本線及び東総広域農道を経由し、国道126号までを直結する重要な路線であります。現在は、南堀之内バイパスは整備中であり、谷丁場遊正線についても銚子連絡道インターチェンジまでの延伸を計画中です。このため、実績に基づく交通量の増加傾向や広域的な交通需要を十分に判断できないことから、県道昇格について具体的な検討は行っておりません。

また、仮に県道へ昇格した場合には、相互移管により供用開始後に年数を経た県道が本市へ移管されることとなり、維持管理の負担増などの課題が生じます。このため、現時点での県道への昇格は難しいものと考えております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） 担当課長、回答ありがとうございました。

再質問させていただきます。

(1)過疎対策についてですが、過疎対策としての事業の中で大まかな内容は分かりました。対策事業として、移住・定住の促進及び地域おこし協力隊活用事業の実績と新規就農者の確保があったのか、その資金等の交付事業の実績について併せてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうからは、移住・定住の促進と、それから地域おこし協力隊活用事業の実績についてご回答申し上げます。

定住促進奨励金の干潟地域の交付実績でございますが、令和3年度が3世帯で移住者の数は3名、奨励金の額は170万円。令和4年度が4世帯、7名で奨励金が240万円。令和5年度が2世帯4人で、奨励金が110万円。令和6年度が5世帯13人で、奨励金が300万円となっております。

このほかに、令和4年度から実施しております移住支援事業のU I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金というものもございます。こちらの干潟地域の実績としましては、令和6年度に1世帯1名の方、60万円の支援金を交付しております。

次に、地域おこし協力隊活用事業についてですが、本市では令和4年10月から移住・定住の分野で地域おこし協力隊を採用し、移住サポートセンターの相談員として各種補助制度の

紹介やSNSを活用した情報発信、市内体験ツアーなどを行っております。相談件数の実績としましては、こちらは市内全域が対象となっておりますが、令和4年度が7件、令和5年度が31件、令和6年度が59件となっております、このうち干潟地域への移住者としましては、1世帯1名となっております。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、地域おこし協力隊の実績と新規就農者の確保についての実績についてご回答いたします。

農水産業分野の地域おこし協力隊につきましては、都市住民が旭市に移住し、農水産業のノウハウの習得、情報の発信など地域協力活動を行い、将来的に市内で農業、漁業等への就業を目指すものでございます。今年度から募集を開始し、3名の隊員を選任したところでありまして、順次、市内の農水産業者の下で研修を開始する予定でございます。

新規就農者の確保につきましては、国の補助制度に加え、市では独自に親元就農チャレンジ支援金や転入者農業チャレンジ支援金など、手厚い支援を行っております。

事業数が多くありますので、令和6年度の旭市全体の実績で回答させていただきます。経営開始資金など国の補助制度が8件で、うち干潟が3件ございました。金額は1,185万円となります。市の単独事業として、親元就農チャレンジ支援金が30件、うち干潟地域は6件ございました。金額ですが、600万円となります。続いて、転入者チャレンジ支援金ですが、11件で、うち干潟はございませんでした。金額ですが、519万5,000円となります。続いて新規就農者支援事業ですが、2件で、干潟はございませんでした。金額ですが、83万円となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） 回答ありがとうございます。

それでは、（2）の次期の計画について、計画の中で移住・定住につながる新規就農支援事業についての今後の見込みはどのように考えておられますか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 人口減少に歯止めをかけ、市の基幹産業であります農業を将来的に引き継いでいくためにも、新規就農対策は重要な取組であると考えております。

次期の計画においても新規就農支援事業を掲げる予定で、引き続き新規就農者対策や担い

手の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） ありがとうございます。よろしく支援のほどお願いします。

それでは、続いて学校再編についての項目の1についてですが、スクールバスの運行内容について、早めに決定しPTAに周知してほしいと思います。具体的に、決定までのスケジュールがあれば教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 通学方法につきましては、先ほど申し上げましたとおり学校再編準備委員会において検討しているところでございまして、具体的なルートにつきましては、中和小と萬歳小の学区を対象として4ルート、バス停はそれぞれ2か所から3か所を予定しており、最終的には道路の安全対策を含めて市において検討してまいります。

また、12月には準備委員会においてスクールバスの試乗会を実施して、利用するバス停の現地確認などを行いまして、スクールバスの運用方法をまとめていく予定でございまして、

保護者への周知につきましては、教育総務課で発行している開校準備だよりにて、ルートやバス停の検討内容をお知らせしたり、各PTAの会議の際に職員が説明を行っております。

引き続き、令和9年度の開校に向けて積極的な情報提供を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） 続いて、(2)の跡地利用の活用についてですが、近隣の市では福祉施設及びキャンプ場、スケートボード場などに活用されていますが、それは一部で、多くの学校がそのままになっています。小学校の跡地の有効な活用の検討については、方向性だけでも決めてほしいと考えます。体育館の学校開放はどうなりますか、よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今後の跡地活用の進め方につきましては、令和6年11月に策定いたしました旭市学校施設利活用基本方針に基づきまして検討を進めてまいります。具体的には、市内に専門委員会を設置し、専門的かつ個別的な調査研究を行いながら、施設ごとに

利活用計画案を作成する流れとなっています。跡地活用は、地域の意向やニーズに十分に配慮しつつ、それぞれの施設の状況や市の財政状況など様々な観点からその方向性を決められるように検討してまいります。

また、今後の学校開放につきましては、統合により学校施設としての用途は変更されますが、地域の方々から様々な意見や要望を伺いながら、引き続き、利用される方々が活動できるように関係課と協議してまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） 回答ありがとうございました。

続いて、道路の整備についてですが、（1）ローソンから東京ガスのバルブステーションまでの道路は特に傷んでいます。この道路は度々補修していただいておりますが、補修工事をする際、今までの工事内容を変えてアスファルトの厚みを変えることなどは設計段階でできませんでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 先ほども申し上げましたが、大型車の交通量が多いということで舗装のひび割れが多く発生しております。今後予定される舗装の修繕工事におきましては、議員ご指摘のとおり舗装を厚くするという事で、これまでよりも舗装がもつようになり補修の回数も減らせるものと想定されますので、費用や効果を十分に検討し、設計に反映してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） よろしく申し上げます。

（2）の主要地方道の認定ですが、南堀之内バイパスが開通すると、この道路は国道126号から東総道路につながる路線となり、重要な道路となります。現在、東京ガスバルブステーションの信号付近にくぼみができており、交通量も多くなるともっと傷みが大きくなると思いますので、県道に昇格されなくても県道に準じた道路の補強をお願いしたいのです。

また、1級31号線は接続する農道からの交差点等で交通事故やごみの投棄などが多いので、注意喚起の看板の設置などを考えてもらいたいのですが、どうでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 南堀之内バイパスは、今年度中の開通を目指して工事を進めているところで、ご質問のとおり、開通後は国道126号から東総道路までつながる重要な路線となり、交通量の増加が見込まれます。

東京ガスバルブステーションの信号機付近の舗装のくぼみの件は承知しており、今後さらにくぼみが大きくなるなど安全な通行への影響が見込まれる場合には、速やかに修繕を行いたいと考えております。

県道に準じた道路の補強をとのことでありますが、道路の設計に当たっては、想定される交通量などを踏まえて、道路構造令などにに基づき、基本的に県道と同じ考え方で設計をしております。想定よりも交通量が増加するなどした場合には舗装の傷みが進みやすくなりますので、パトロールなどにより道路の破損状況を適切に把握し、必要により修繕工事を実施し、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

また、交差点での事故に対する注意喚起については、看板設置などを検討できないかとの件に関しましては、現地を確認した上で、警察と相談しながら警戒標識や路面標示の設置などを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） 干潟地域は人口が減少しており、有効な過疎地域持続的発展計画の実施が必要です。移住・定住の促進、産業の振興、学校の跡地活用、道路の整備等、十分に検討していただき、この地域が活性するよう検討をお願いします。

これで私からの質問は終わりにします。関係者の皆様、ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員の一般質問を終わります。

遠藤保明議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 春 美

○議長（飯嶋正利） 続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（2番 伊藤春美 登壇）

○2番（伊藤春美） 議席番号2番、公明党、伊藤春美でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、令和7年第4回定例会において、通告に従い大きく2項目4点の質問をさせていただきます。

一つ目、乳幼児の虫歯予防対策について。

生涯にわたる健康づくり、その予防医療の原点の一つ、乳幼児期の歯科予防は重要な健康施策と考えます。本市の子ども予防医療を支える第一歩として、乳幼児期の歯、歯科健診やフッ素塗布の充実が不可欠と考えます。

そこで、（１）本市の乳幼児期の虫歯予防の位置づけと現在の支援体制について伺います。特に、フッ素塗布の実施状況と保護者負担について伺います。

（２）さらなる予防強化策として、他自治体では保育施設でのフッ化物洗口の導入が始まっています。虫歯予防の継続として必要と考えます。そこで、フッ化物洗口の予防効果と安全性について、市の認識を伺います。

２、夜間の安全対策としての街灯、防犯灯設置の充実について。

（１）市内の街灯及び防犯灯の設置基準及び申請方法について伺います。

（２）津波避難道路横根三川線の県道飯岡片貝線から飯岡中学校までの道が暗く、危ないと地域から不安の声が多く上がりました。道路照明灯や防犯灯、防犯カメラなどの設置による安全対策の計画はあるのか伺います。

以上、１回目の質問となります。再質問は質問席から行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 私からは、１の（１）（２）についてご回答させていただきます。

初めに、（１）本市の虫歯予防の現状についてお答えさせていただきます。

虫歯予防は早い時期の対策が重要なことから、妊娠期の両親学級で保護者ご自身と生まれてくるお子さんの口腔への関心を高める教育を実施しております。

出生後は、１歳６か月児、２歳児、３歳児健康診査で歯科診察を実施しまして、歯科衛生士が全員に個別指導を行い、正しい虫歯予防と仕上げ磨きの重要性をお伝えしております。２歳児健診では、希望者にフッ素塗布も無料で実施しています。さらに、年齢を問わず、不安や疑問に応じられる歯科相談の体制も整えております。ほかにも、子どもの頃から歯を守る意識と歯磨き習慣を定着させるため、永久歯の生え始める５歳頃に保育所等で年に２回、歯科衛生士による巡回歯磨き教室を実施しております。

これらの継続した教育・啓発活動の結果、本市の３歳児健診における虫歯の状況は、合併

時、平成17年度39.3%から令和6年度には12.3%と大きく減少いたしました。

続きまして、(2)についてご回答させていただきます。

フッ化物は、主に歯の質の強化、虫歯菌の活動抑制、再石灰化の促進、三つの働きによりまして効果的に虫歯を予防するものと認識しております。

フッ化物の安全性につきましては、世界保健機構、WHOや厚生労働省などの公的機関が正式に認めております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） 総務課からは、2項目めの夜間の安全対策についてお答えいたします。

まず、(1)市内の街灯及び防犯灯についてでございますが、まず最初に街灯の種類についてお答えいたします。

街灯設置目的の種類としましては4種類ございまして、このうち市で管理している街灯は3種類となります。

この市で管理している3種類の街灯の一つ目は防犯灯、こちらは夜間における犯罪や交通事故などの発生を抑止するために設置しております。二つ目は道路照明灯で、こちらは交差点や見通しが悪いカーブなどの道路のために設置をしております。三つ目は観光街路灯で、夜間の安全確保など観光地としての質を高めるために設置をしております。このほかに、商店会などが管理している商店街の街路灯などもございます。

防犯灯の設置基準につきましては、旭市防犯灯の設置及び維持管理に関する要綱に基づき事務手続を進めておりまして、主な設置基準につきましては、設置する防犯灯から最も近い既設の防犯灯までの距離がおおむね50メートル以上あること、防犯灯設置場所に既設の電柱等があって共架することができること、または当該防犯灯の支柱を建てることなどでございます。

防犯灯設置の申請方法につきましては、区长または自治会長より申請をしていただきます。そして、防犯灯の設置及び修繕に要する費用につきましては市が負担するものとし、電気料金のほうは区または自治会等にご負担をいただいております。

続きまして、(2)の津波避難道路横根三川線のうち、防犯カメラの設置について総務課からお答えいたします。

防犯カメラの設置場所につきましては、防犯上の観点のほか、警察における事件や事故の

捜査資料として使用されることを想定し、設置が効果的な場所について旭警察署と協議の上決定をしております。

今回、議員からご要望いただいた箇所を含めまして、市民から設置要望のあった箇所については、旭警察署と情報共有しながら効果的な設置場所について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課からは、津波避難道路横根三川線の道路照明灯の関係でお答えいたします。

津波避難道路横根三川線の県道飯岡片貝線から飯岡中学校までの区間においては、飯岡中学校南側の交差点に道路照明灯が設置されております。今年度は、県道との交差点部に1基、曲線部に2基の道路照明灯の設置を予定しており、既に工事契約は締結し、年度末までの完成を目指しております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

フッ素塗布の開始の望ましい年齢をお聞きいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） フッ素塗布につきましては、乳歯が生え始めた時点、生後6か月頃から行うことができ、早期から始めることで、より高い虫歯予防効果が期待できます。

しかし、年齢の小さなお子様は、日頃と違う場所で上手に口を開けてもらえない場合も多く、効果的にフッ素塗布を行うことが難しい状況となっております。そのため、市では、できるだけ確実に塗布を行える年齢であります2歳児健診で塗布を行っております。

健診前の小さなお子様につきましては、健康教室や1歳6か月健診の場で歯科医院でのフッ素塗布についてお伝えしております。その上で、まず家庭での仕上げ磨きには、うがいの必要のない市販の泡状やジェル状のフッ素入り歯磨き剤を使用することをお勧めしています。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 分かりました。

予防に対してのご家庭での意識も随分高くなってきたんですけれども、歯科医院で健診前に個人的にフッ素を塗布するケースの保護者も増えてきております。その場合の保護者負担についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 予防医療としまして、歯科医院でフッ素塗布を実施する場合は保険適用外となりますので、料金は2,000円前後ということで伺っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。

フッ素塗布は1回受けても効果は持続せず、年に2回以上、定期的に継続して受けるのが効果的だと言われております。フッ素塗布も時間とともに薄れてしまうため、年に2回以上継続して受けることを推奨されております。幼児期から予防が進むと、学童期・青年期の虫歯のリスクも低下していきます。

熊本市では、1歳から3歳児を対象にフッ素塗布の無料券を配布し、定期的なフッ素塗布を行っております。本市も予防的観点から、また、保険適用外であるということから経済的な格差が出ないように、本市でも無料券配布はできないか伺います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 議員おっしゃるとおり、フッ素の効果につきましては永久的なものではなく、時間の経過とともに徐々に低下します。効果を持続させるためには、継続的な利用が不可欠であり、健診や健康教育の場でフッ素の効果と継続の重要性について周知しております。

定期的なフッ素塗布への公的助成の実施につきましては、今後、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） どうぞよろしくお伺いいたします。

今、大人になって大きな病気で手術をするとなった場合、口腔の衛生は非常に重要視され

ております。そういう意味でも、かかりつけ医をしっかりと、歯科で予防的に持つということは非常に大事なことになってくると思いますので、ぜひご検討をお願いいたします。

そして、今は病気になってからかかるのではなく、予防として進めていくことが重要となっていくと思います。

次の(2)の再質問をさせていただきます。フッ化物洗口に対する効果と安全性に関する市の認識を伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 再質問いたします。

千葉県内のフッ化物洗口の実施状況と今後の傾向について伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 令和7年3月現在、県内のフッ化物洗口の実施状況につきましては、54市町村中25市町村が実施しております。しかし、実施している市町村でも、全ての施設で実施しているわけではなく、保育所、小学校、中学校等、総施設数2,909か所のうち実施施設数は450か所で、15.47%の実施率となっております。

実施施設数につきましては、10年前と比べ約3倍となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） フッ化物洗口、モンダミンとか、ああいうぐちゅぐちゅ……、大人でいえばそういう商品なんですけれども、非常に効果があるということですので、子どもから大人もこれを行うことはすごく推奨されております。

3回目の質問です。このフッ化物洗口は、家庭での実施、また、保育園などの集団実施での効果や実施の安定性に違いは見られるのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） フッ化物洗口による永久歯の虫歯予防効果は、おおむね20%から50%と言われており、実施期間が長いほど効果が高くなる傾向にあり、70%以上という報告もあります。

個人で実施するものと集団で実施するものの違いにつきましては、個人で行う場合は保護者の虫歯予防に対する意識や協力度に左右されやすく、集団で行う場合は個々の意識にかかわらず保育や教育活動の中で継続して実施されるため、自然と習慣化しやすい傾向があります。しかし、虫歯予防の環境を平等に提供できる反面、施設側の負担はかなり大きくなるものと考えられます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 先生方の負担は本当に大きいと感じております。しかし、これは生活習慣病や、習慣という意味では小さいときからやるのが非常に大事だということで、先生方には大変負担かなと思いますけれども、ぜひ実行していただければなと思っています。

フッ化物洗口は、4歳頃からの継続的な、持続的な実施が高い効果を示すと報告されています。虫歯ゼロの旭市を目指し、集団的な実施をぜひ本市も導入していただけないかと、できないかと、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） フッ化物は虫歯予防に有効ですが、それだけで100%予防できるものではありません。重要なのは、毎日の歯磨きであり、特に乳幼児期には保護者による仕上げ磨きが非常に重要です。また、おやつを取り方も含め、日頃から家庭で適切な予防習慣を続けることが欠かせません。

今後も、健診や健康教育の場で、フッ化物の活用も含め保護者による仕上げ磨きの重要性和食生活の改善について、周知徹底に努めてまいりたいと思います。

フッ化物洗口の実施に当たりましては、地元歯科医師会の理解と協力が不可欠です。また、保育所や学校等関連施設側とも十分な協議を行う必要があるため、今後、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。幼児期で習慣にしたその行為、虫歯予防がこれから小学校、中学校になって虫歯がまた増えていく時期、習慣をしっかりつけておくことが大事だと思っておりますので、ぜひ前向きに検討いただければと思います。

それでは、次の再質問をさせていただきます。

様々な地域の方から、街灯・防犯灯が少なく地域が暗く、怖いとお聞きしております。特に一人暮らしの方の不安、また、自転車通学や塾帰りの中学生や高校生を心配する声も少なくありません。実際に、旭市内を車で夜に回ってみると、本当に車でも寂しい場所も多く、中心部から離れていくと特にそれを感じます。そして、防犯灯申請についてご存じない方がほとんどでありました。

そこで、2回目の質問になります。防犯灯の設置について、市内で地域によって差が生じていないか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 防犯灯の地域ごとの設置台数につきまして申し上げます。

令和7年4月1日現在の防犯灯の設置台数につきましては、旭地域が2,686台、海上地域が997台、飯岡地域が1,160台、干潟地域が730台、合計5,573台となっております。

各地域によりまして、その面積や地形、市街地の形成状況等が異なりますので、一概に地域差というものはないと思われませんが、毎年の区長会総会にて全地域の区長にLED防犯灯事業についての申請期限、灯具設置予定、通電予定などのご案内をしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 一概に地域差はないということですが、要望として声を上げた地域、また、必要と思われる箇所でも声を上げられていない地域と、そのあたりで明るさに差は出ているのではないのでしょうか。その辺を、市民の皆様の目の届くような方法で周知がされることを望みます。

そこで、区からの防犯灯設置要望から設置までの流れを伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 防犯灯設置までの流れということでございますが、防犯灯の設置申

請の受付は基本的に4月からとなっております、申請期限は毎年8月末日としております。その後、その要望があった設置場所の現地確認を行いまして灯具設置工事を実施いたします。灯具の設置は翌年の1月末頃となりまして、通電は3月末頃となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 防犯灯設置要望から設置までの期間を随分長く感じるんですけども、これを短縮できないか伺います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 防犯灯設置工事をまとめて一括発注することによりまして経費の削減に努めているところでございます。設置要望ごとに工事を発注すると、1基当たりの単価も上昇してしまいますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 本当に、見て回ってみて、暗い、危険だなと思うところは、ぜひお願いしたいなと思っております。

市でも、この場所には防犯灯があってもいいのではないかと定期点検していただけるとよいかと感じております。区費の問題で防犯灯が設置できないということがないよう、安全・安心を第一に考えた取組であっていただきたいなと思います。

質問は以上で終わります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） 答弁漏れがございましたので、大変失礼いたしました。

先ほど遠藤議員の一般質問の中で、3番の道路整備についての中の再質問の中で、東京ガスバルブステーション信号付近のごみの投棄などが多いので、注意喚起の看板の設置などを考えていただきたいという質問、漏れておりましたのでお答え申し上げます。

現地のほうを確認させていただいて、不法投棄看板の設置やパトロールの強化など対処してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。失礼いたしました。

◇ 宮澤芳雄

○議長（飯嶋正利） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（15番 宮澤芳雄 登壇）

○15番（宮澤芳雄） 議席番号15番、宮澤芳雄です。令和7年旭市議会第4回定例会におきまして一般質問を行います。

質問は、大きく分けて2項目4点の質問です。

1点目、市の発展のために。女性が活躍できる環境づくりについてお尋ねします。

我が国では、長い間男性社会と言われてきましたが、近年では男女平等へと価値観が変わっています。男女共同参画社会基本法では、女性がより活躍しやすい環境づくりが重要視されています。法律や政策の後押しなどにより、これからは男女の就労機会の均等化が進み、女性活躍の場が広がっていくことが予想されます。

2025年は、女性活躍推進法の改正が行われた年であり、この法律は2026年4月1日以降順次施行され、女性管理職の比率などの情報公表が企業の義務になります。これに対して市ではどのように対応していくのかお尋ねします。

2点目、女性の創業を支援する施策について。これからは、女性の創業を支援することはとても重要なことです。IT技術の革新により、いわゆるDXです。女性の起業できる分野は大きく拡大していきます。このことについて、市が支援をすることはできないものか伺います。

大きな2点目、テレワーク就業入門&デジタルスキルアップセミナーについて伺います。

（1）これまでの取組について伺います。この事業は、市として初めての取組なのか、また参加者の反応はどうなのか伺います。

（2）今後の予定について伺います。この事業は続けられるのか、それともさらにレベルアップした事業に取り組んでいくのか、お尋ねします。

再質問は質問席で行います。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） それでは、順次回答させていただきます。

まず、大きな1の市の発展のための（1）女性が活躍できる環境づくりについてということで、男女共同参画社会基本法、それから2025年の女性活躍推進法の改正、それに伴う市の対応についてご回答いたします。

まず、本市は第3次旭市男女共同参画計画に基づき、「だれもが個性と能力を発揮できる環境づくり」を目指しております。特に「労働の場における男女共同参画の推進」、そして「地域社会における男女共同参画の推進」は、計画の主要課題として掲げられております。まずはこの計画の内容と趣旨について、市内企業の皆様に広く知っていただくための取組をしていきたいと考えております。

また、女性が能力を最大限に発揮し活躍できる環境を整備することは、地域経済の持続的な発展のため必要となっております。特に、少子高齢化が進む中、多様な視点や柔軟な発想を持つ女性の活躍は、市内中小企業の競争力強化、ひいては旭市全体の活力向上につながるものだと思います。さらに、女性活躍推進法改正による情報公表の義務化は、企業の経営戦略において女性の活躍を一層加速させる重要な機会であると認識もしております。

市としましては、この法改正の趣旨を踏まえ、市内の中小企業が円滑に対応そして推進できるよう、県や商工会のほか関係団体と連携し、分かりやすい情報の提供と周知を図ってまいります。

続いて、（2）の女性の創業を支援する施策について。IT技術の革新により、今後女性が起業できる分野が大きく拡大していく。重点的に支援すべきと思うが、市の考えはについてのご回答となります。

現在、市と商工会との共催事業として、こちらはITには特化しておりませんが、男女にかかわらず個人事業主のスタートアップや法人立ち上げ予定者や、創業後間もない事業者を対象に、創業に当たっての基礎知識を学ぶための創業セミナーを開催しております。

なお、セミナー受講者は登録免許税の減免や資金融資の優遇措置などが受けられます。

今年度のこの創業セミナーは既に2回終了しており、参加者は22名で、うち女性が13名となっております。半分以上が女性となっております。

今後も、このような事業を推進するとともに、ITも含めた女性の創業への支援に取り組

んでまいりたいと考えております。

続いて、大きな2のテレワーク就業入門&デジタルスキルアップセミナーについての
(1) これまでの取組状況についてご回答いたします。

市では、初めての事業として、今年度の新規事業として、子育てや介護などで働きたくても自宅を離れられない女性や経済的自立を目指す女性に、テレワークに必要なデジタル知識やスキルを身につけ実際の就労につなげてもらうことを目的に、地域女性デジタル人材育成推進事業を実施しております。

この事業で実施している「女性デジタルテレワーク就業入門とデジタルスキルアップセミナー」には、現在14名が参加しており、入門セミナー1回とデジタルスキルアップセミナー6回の合計7回のプログラムのうち、現時点で合わせて6回までが終了しております。

このセミナーでは、テレワークで使用するツールの基礎講習や、実務に役立つ文書作成や、データ処理の基礎講座、テレワーカー就職セミナーや先輩ワーカーとの座談会を実施し、参加者からは、内容に満足しているといったご意見や、もう少し難易度を上げた専門的な分野のセミナーも受講してみたいといった就労に向けた意欲的な意見をいただいております。

今後も、受講者のニーズに応えられるよう、実践的なセミナーも企画してまいります。

続いて、(2)の今後の予定について。この事業は継続するのか、それともレベルアップしていくのかというご質問でした。回答となります。

今後、参加者は最終回のテレワーカー業務体験セミナーを修了すると、オンラインでの就労サポートが受けられるようになり、さらにスキルテストに合格した参加者は、セミナー運営会社のテレワーカーとしても就労が可能となります。令和7年度中に就労を目指す方にとっては、非常に有効な就労機会を提供できる支援体制であると考えております。

次年度以降につきましては、参加者等の意見も参考にレベルアップした内容でのセミナー開催も視野に入れ、実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

それでは、1項目め、(1)の再質問を行います。

企業が女性管理職に求めることは、女性特有の強みを多く生かせることです。優れたコミュニケーション能力の高さや、仕事を円滑に回すためにも女性の柔軟性が大変役立つと大きな評価がされています。そこで、市内の中小企業の経営者に責任ある判断が必要な部署や地

位を開放してもらい、女性の活躍を促すことが環境づくりへの近道と考えます。

企業が積極的に福利厚生を充実させ、キャリアアップする女性の前例を多くつくり、管理職になりたいと考える女性の絶対数を増やすことが大切です。市内の企業に対して、現時点で市としてどのような対応が可能でしょうか。お尋ねします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 現在の旭市商工会員の状況を申し上げますと、市内1,406事業所中198事業所、14.1%になります。こちらが、女性が代表者として活躍されております。

議員ご指摘のとおり、市内中小企業において女性が責任のある立場に就き、キャリアアップできる環境整備、子育てとの両立や柔軟な人事制度の導入が必要となっております。市としましては、国や県の各種支援制度についての情報を収集するとともに提供を行い、企業が積極的に活用できるよう商工会等と連携し、サポートできる体制を検討してまいります。

また、国や近隣自治体、地元商工会と連携し、女性管理職のキャリア形成をはじめ、女性の活躍が地域経済の活性化につながるよう、先進事例を参考にしながら必要な支援について研究してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 地方の企業には、残念ながら女性の管理職が少ないのが現実です。その理由には、一つに女性が活躍しやすい環境が整っていないことです。子育てには大きな負担がかかり、それをサポートする福利厚生は十分でないなどの理由があります。また、女性管理職の少ない最大の理由は、男性と同じように働かないと昇進させないという日本の人事制度にあると言われております。

そこで、市内の中小企業に対し、市の政策として有望な企業を育成させるため、人材育成するための人件費の補助、経営者への助言などを対象にした補助金などで市が支援してあげれば女性が安心して働ける環境が整っていくことと思っておりますが、市のお考えを伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） ご提案いただきました人材育成のための人件費補助や経営者への助言を対象とした補助金による支援につきましては、女性が安心して働ける環境整備を後押しする有効な手段であると認識はしておりますが、市がすぐに直接的な支援を行うことは

現時点では予定はしておりません。

まずは、この旭市男女共同参画計画の内容と趣旨について、市内事業所の皆様に広く知っていただくための取組を行うとともに、女性の育児休業取得やキャリアアップを支援するために活用できる、現在用意している既存の助成制度の情報提供を行い、企業の理解を進めることで取組を後押ししてまいります。

また、繰り返しになりますけれども、ご提案の助成事業は企業の成長と女性活躍支援を両立させる施策となりますので、他の自治体等の先進的な取組事例を研究し、持続可能で効果的な支援について研究してまいります。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） なかなかすばらしい回答をいただいて、今、高校を卒業すると男女かわらず、自分の働きたい職場が市内にあればいいんですけれども、やっぱり都会に出てしまう。出て、出た環境がやっぱりいいものですからなかなか帰ってこない。それが人口減少の一つの原因だとされているんですね。

市内にあっても、女性がやっぱり管理職といいたいでしょうか、上り詰める機会が少ないので、どうしても人口が流出してしまう。それをやっぱり食い止める市の政策として、いずれこれから取り組んでいければ大きな力になると、そういうふうに確信しています。

この政策が市の政策として進んだときに、やはりそれはいずれ大きな旭市全体が潤うという形で必ず反映されると思います。そういった意味で、これからも期待したいと思います。よろしくをお願いします。

今の質問の中にもあったんですけれども、大きな2番目に入ります。

テレワーク就業入門&デジタルスキルアップセミナー、これ中身についてはまだ始まったばかりですから、再質問して詳しく聞けばいいんですけれども、まだそうそう学んでいる参加者がいろんな、どういうことを学びたいのか、またどれほどの成果があったのか、本人自体もまだ分からないと思うんです。やがて、必ずこれは大きな力になって帰ってくると思います。引き続きこれは頑張ってください。この次、もし私が議員であれば、これを応援します。ぜひ、このすばらしい計画ですから、お願いしたいと思います。

いろいろ述べましたけれども、女性に期待する企業の要望は大きいと思います。どうぞ頑張って、商工観光課を中心をお願いしたいと思います。

一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

◇ 松 木 源太郎

○議長（飯嶋正利） 続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党、旭市議会議員、松木源太郎です。2025年令和7年11月17日、旭市議会第4回定例会に当たり、市政一般に関する質問をいたします。

1、小学校の通学路の安全対策についてお聞きいたします。

①小学校の通学路の交通安全対策は、現在どのようになっているのでしょうか。令和7年9月の教育委員会の事務の管理及び執行に関する点検・評価報告書を拝見いたしましたが、51ある事業名の【施策28 防犯対策・交通安全対策の強化】がありますが、交通安全対策は全く記載事項がありません。この10年間で、15ある小学校では通学に関して全く交通事故はなかったのですか、ご回答いただきたいと思います。

②市内小学校15校周辺のゾーン30の整備状況についてお聞きいたします。

現在、中央小学校と干潟小学校だけですが、多くの小学校が通行量の多い県道に面しておりますが、これらの地域はゾーン30の指定にはならないのですか。

③干潟小学校は、平成27年にゾーン30の指定がされていますが、明治川の南側、国道側にはゾーン30の標識がありませんが、これはなぜなのでしょう。

④明治川に沿った一方通行路の市道にはゾーン30の標示があります。この道路は一部区間のみ歩道部分が設置されていますが、通学路としては十分整備がされていませんし、ゾーン30の標示も入り口部分だけです。この道路の整備を早急に検討していただきたいと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

大きい2番目、会計年度任用職員の保育士逮捕についてお伺いいたします。

市長は、本年7月の保育士逮捕事件は、旭市の保育行政について市民に多大な心配をかけた、この件については市長は定例会終了時に、「松木議員の心配は杞憂」だとの発言がされた。その真意を問うものであります。

そして、①として今回の逮捕に至るまでには、逮捕された保育士が6月26日付で、「子育て支援課長宛てにハラスメント行為の根絶と自宅待機撤回、保育業務への復帰」を求める緊急要求書を提出していました。逮捕の2日前の7月7日に、自治労連、自治体一般労働組合委員長との会議が行われ、その議事録を市は作成しています。会計年度任用職員の方の「ハ

ラスメント問題と自宅待機撤回、保育業務への復帰」を求めるものでした。この事実を市長はご存じでしたよね。

②7月28日の「不起訴処分」の決定がされた以降、当該保育士から市長に会いたいとの要望があったので8月26日にお会いすることになりましたが、市長から当該保育士を同道するのであればお会いできないとの回答があったので、自治労連一般労組委員長と共にお会いしました。

ところが、市長はハラスメントに関係する職員十数人と共にお会いすることになったので、私は当該保育士の三つの要求事項等、1、法的に不起訴処分であるので市としての処分は行わないこと。2、雇用期間は継続すること。3、12月期末手当の減額はしないこと。さらに、最終的には8月6日付の別紙の要望事項を誠実に執行することとの本人の要望事項を伝えて終了しました。この点についての市長の見解を求めるものであります。

③9月25日までに、弁明機会付与通知書の提出を求めてきましたが、職場内でハラスメントの申請をしている職員を分限及び懲罰委員会にかけるという全く間違ったことをしているのではありませんか。

以上の3点について、私の納得できる回答を市長からいただきたいと思います。

④別の保育所内のハラスメントについて、現在調査中とのことですが、現在の進捗状況について伺います。

申請後5か月もかかっていますが、真剣に審議しているんですか。こんなに遅れるのではハラスメント委員会の在り方が分かっていないのではないかというふうに思いますけれども、市のお考えをお聞かせください。

大きい3番目、仁玉川改修事業についてお伺いします。

2023年12月議会の一般質問で取り上げた仁玉川が新川と合流する部分で約780メートルの土塁が崩壊しているが、いつまでに工事を実施するののかとの質問をしたのであります。当時の回答では、農水産課長の土地改良区の補修事業で何とか延命できると考えています。市長答弁では、大和根土地改良区とも相談しながら、早急に改善しますと答弁されましたが、それから2年3か月が過ぎました。現在の状況はどうなっているか、気にしているのであります。

最近、いよいよ県が仁玉川の下流部分の工事を行うことが決まったとの話を聞きました。改修工事が終わっている部分から下流の1,800メートルの工事が実施されれば、旭市の中心部分の排水路の改修として線状降水帯による豪雨等の心配も少なくなるわけであります。県

の早期の工事を市として要請してください。

また、この工事と並行して市役所南側の市道の整備を早急に計画してください。また、仁玉川脇のいわゆる歩道の、市の事業か、県の事業なのか不明ですけれども、ここの危険がないように改修するようお願いいたします。

4番目、水道事業の収支計画について。

7月に開催された水道事業運営協議会において、令和12年度を目安に30%値上げの料金改定が必要となる見込みとの説明があったようですが、その具体的な内容をお伺いいたします。

以上、大きく4点を質問いたしました。ありがとうございます。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時43分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問内容2の（1）の中で前回議会の閉会日にしました私の発言の意図はというご質問がございましたので、お答え申し上げます。

令和7年旭市議会第3回定例会の閉会日において発言した意図といたしましては、旭市役所内のハラスメントに関する一般質問をいただき、松木議員をはじめ議員の皆様、市民の皆様にもご心配をおかけしていることに対して、職員を守る立場である任命権者の私が全ての職員が安心して働ける環境を整備する責務を果たすことについて、改めて表明したものでございます。

また、海上地域の保育所における過去の事案では、ハラスメント行為が確認されなかったことや、現在調査中の事案につきましてもハラスメントの有無についての結論が出ていないことを申し伝えたものでございます。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私のほうからは1の小学校の通学路の安全対策とい

うところで回答させていただきます。

初めに、教育委員会の事務の管理及び執行に係る点検・評価報告書、こちらの中の防犯対策・交通安全の強化というところの中に交通安全の文言がなかったというところがございますけれども、こちらにつきましては防犯対策・交通安全の強化の取組といたしましては、通学路点検を通して状況調査を行い、実態を把握するとともに、交通安全に対する意識を高め、安全・安心な学校づくりを推進しているところがございます。この点検・評価の中に記載がないということでしたが、この評価のほうの5ページのほうの学校教育の充実というところの中に、こちらのほうの取組のほうを記載しております。これらの記載方法につきましては、今後教育委員会のほうと検討してまいりたいと思っております。

また、この質問の中で、各小・中学校における交通事故がなかったのかという質問でございました。数字の部分で申し上げますと、令和4年度、登下校中でございますが、令和4年度については小・中学校で10件ずつでございます。令和5年度は、小学校のほうで6件、中学校で13件、令和6年度は小学校が3件、中学校で12件ということでございます。令和7年度におきましても、数字的にはまだ、まとまっておりませんが、事故というところは報告は受けているところではございます。

そのような中で、ゾーン30の部分で現在中央小学校の周辺と干潟小学校周辺のほうに設けられているがというところで、ほかの小・中学校のほうにもこれを広めることができないのかという質問でございました。

こちらにつきましては、ゾーン30につきましては警察のほう为主体となっていて、生活道路における歩行者などの安全通行を確保する目的としまして区域を定めております。最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、路側帯の設置、拡幅などの安全対策を必要に応じて組み合わせて、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制などを図る、こちらの生活道路対策というところで教育委員会のほうは認識しているところがございます。

ほかの小学校のほうの拡幅につきましては、ただいま申し上げましたとおり、警察のほう为主体となっていて行っているところがございますので、教育委員会としましては学校のほうで行っております交通安全の点検でございます。そちらのほうの点検の状況等、報告がございますので、こちらについては今後も警察署や海匠土木事務所、建設課、市民生活課、学校関係者などの関係者と連携を図りながら、危険箇所等の点検調査を行い、必要な対策について協議を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課からは、ゾーン30、明治川北側の関係と、それと干潟小学校北側の道路の関係についてお答えします。

明治川北側のゾーン30、国道より北側で明治川より南側の区間をゾーン30区域として指定されております。基本的には、ゾーン30に入る入り口には、ゾーン30であるということを示す路面標示は塗装してございます。ただ、経年劣化で消えているところもありますので、再度点検したいと考えております。

あと、一方通行の道路の交通安全対策ということで、当該区間は車道幅員がおおむね3.1メートルから5.9メートルで、宅地と農地が混在し、家屋が建ち並び、道幅が狭い区間が多く、用地確保を伴う全面的な市道新設、拡幅は困難であると考えております。

当面の安全対策といたしましては、抜け道利用の増加により安全性への懸念が高まっていることへの対応として、グリーンベルトやラバーポールを設置し、歩行者の通行空間を明確にしたいと考えております。また、ゾーン30であることを示す緑色の路面標示の再塗装も含めて進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、私からは大きな項目2番目の（2）調査状況の進捗についてお答えいたします。

保育所職員からの申立てを受け、関係職員への聞き取り等を実施しております。双方の主張に食い違いが生じる場合もあり、ハラスメントの事実認定の際には、何が真実であるのか慎重に判断することが求められます。双方の主張だけでは事実の確認が十分にできないと認められる場合には、第三者からも事実関係を聴取する等の措置を講ずるものとなります。

対応に当たりましては、当該事案に関する事実や状況について客観的かつ総合的に考慮する必要があるため、丁寧な調査を行っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 仁玉川の2期工事の状況につきましては、令和6年度に事業申請人となる大利根土地改良区による事業計画概要書が作成され、現在事業の実施主体となる県が事業計画を作成しているところでございます。市といたしましては、早期に工事に至るよ

う、関係機関と連携しながら要望してまいりたいと考えております。

続いて、仁玉川の南側道路につきましては、これまでも吸い出しやのり面の崩壊などで道路が陥没している箇所につきましては、管理者であります大利根土地改良区に対しまして補修や整備を依頼しているところでございます。特に、下流部につきましては護岸の損傷が激しい箇所でありますので、市といたしましては大利根土地改良区に対しまして、危険な箇所への補修工事や巡視体制の強化を強く要望するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 仁玉川沿いの北側の道路については、市役所本庁舎から新川手前の馬場井戸野浜線まで市道認定されております。当該区間につきましては、通行に支障が生じた場合や安全性に問題が発生した場合には随時必要な対応を行っており、今後も適切な管理を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、大きな4番目、30%の料金改定が必要になる見込み、どのような協議が行われたか具体的な内容について伺うということで、旭市の水道事業では、将来にわたって安定した経営で水道水の供給ができるよう旭市水道事業ビジョンを策定しており、令和7年度改訂版の素案について諮問機関となります旭市水道事業運営協議会に対し、本年7月と8月、2度に意見を求めたところでございます。

改訂版につきましては、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間としまして、市民生活に深く影響いたします点としましては、令和12年度に料金改定が必要になることが挙げられます。旭市水道事業運営協議会の中では、改訂に伴う試算結果、今後の見通しとして収益的収支は令和12年度に赤字が生じ、資本的収支が令和13年度以降の補填財源を確保できない状況となり、この収支均衡を図るためには令和12年度に30%増の料金改定が必要であると説明をいたしました。

出席の協議会委員の方からは、財政状況から仕方ないと思うものの30%増は大きい。基本料金と超過料金併せてどうなのかななどの意見が出され、これにつきましては給水人口や給水量の減少に伴い料金収入が減少していく中、近年の物価上昇による費用の増加や受水費の値上げなどが見込まれることなどで赤字になってしまうこと、今後の更新需要の増加に伴い、留保している補填財源が枯渇してしまうことを値上げの要因として説明させていただきました。

た。

また、基本料金と超過料金の双方の30%値上げであるものの、実際の料金改定に当たりましては再度試算等を行い、協議会におはかりした上、議会の議決を経て決定することと申し添えました。その後、パブリックコメントを経まして、協議会からは妥当との答申をいただき、旭市水道事業ビジョンの改訂版の完成に至っております。

なお、答申書には、料金改定の実施に当たっては改めて十分な試算・検討を行った上で、水道使用者の理解が得られるよう、広報活動や説明責任を果たすことが必要であると添えられており、今後は料金改定の必要性について利用者の皆さんに広く周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松本源太郎議員の一般質問を行います。

松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） それでは、1番から質問させていただきます。

一つは、市に大変私はお礼を言わなければならない問題がありまして、令和4年に中央小学校の区域がゾーン30になったときに、県立旭農高の南側の土地が大変狭いということで、ちょうど選挙の時期だったので宣伝をして市にもお願いしたら、その後いろいろな経過がありまして、今回大体あの地域が大変広がって、地元の方からも電話があって広がったよという話がありました。

やっぱり、こういうゾーン30になったからではないんですけれども、ここは、実は前にお医者さんをやって、議員をやっていた方が質問したことがあったけれども、あのときは市は県に相談もしてくれなかったと言っていました。それを今回の旭市は、県に相談していただいて、病院の裏の通りが本当に安全なところになったということがありましたから、ゾーン30というのはそういう役目も果たしているんだと私は思っています。

そこで何点か聞きたいんですけども、まず一つは干潟の小学校が平成27年に指定になっているんです。ちょうど今年で10年目ですね。そのゾーンがどういうふうになっているかという、こういう形です。入り口にこういうようなことになっています。

つまり、ここからゾーン30だよというのがあるんですけども、実は新しくできた旭中央小学校の区域は県道も含めて大変よくグリーンベルトを貼ってもらいましたけれども、こういうのはどこにもないんですよ。描いていないんです、私が調べたところ。ところが、今度干潟小学校の場合には、こういうのは描いてあるけれども、緑の線を引いたところはないという、そういうやり方がすごくどうなのかな。

この二つの小学校がゾーン30になっているのは、千葉県の県警のホームページに載っております。それでもって、ああ、そうかということで載っているのを見たら、実は明治川から南側の国道までのところも、それから匝瑳市との境の道路まで、この部分がゾーン30なんだけれども、この部分は全くこういうのがないんですね。

つまり、私が言いたいのは、旭市の交通関係の部署なのか、建設課なのか、教育委員会なのか分かりませんが、小学校の生徒の通学のためにこういう制度があるのに、10年前にできて、3年前にまた新しいところがあったということになるんですけども、対応の仕方がまちまちではないかと思うんです。ですから、まずこういうのをちゃんと塗り直して、それでその道路については緑の線を入れる。国道についても相談して入れる。それから、国道の北側に市道がありますから、ここもちゃんと入れる、こういうような一貫した安全対策のことを考えなければいけないのではないかと思います。これについて市当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、まず回答の前に、先ほど私が回答した中で交通事故の小・中学校の件数ということで申し上げましたが、登下校中の件数ではなかったというところで、その登下校中の件数を改めて訂正させていただきたいと思います。

令和4年の小学校の登下校中の交通事故ということで2件、中学校が6件、令和5年度の登下校中の交通事故、小学校はゼロ件、中学校が10件、令和6年度中ということで、小学校がゼロ件、中学校が9件でございます。申し訳ございませんでした。そのように訂正をさせていただきたいと思います。

それで、ただいまのご質問についての回答ですけども、ゾーン30というものが警察のほ

うが主体となって行う生活道路対策ということで認識の下なんですけれども、全ての学校で安全な登下校ができるように小まめな交通指導を行っているというところでございます。

また、道路の通行に関しても、原則右側通行ですとか、歩道または路面標示のグリーンベルト、そういったものの上をできるだけ歩行するというような指導も行っております。また、グリーンベルト上であっても、周囲に気を配って安全に登下校するようにということで、学校のほうでは安全指導のほうを行っていただいているところでございます。

また、点検という中では、平成26年度に策定いたしました旭市通学路交通安全プログラムに基づきまして、平成27年度から学校ごとに毎年通学路の状況調査を実施いたしまして、実態を把握するとともに、定期的な調査を通して改めて職員または児童の交通安全に対する意識を高めて、安全・安心な学校づくりを進めているところでございます。

こういったものを行いながら、地域・学校からの意見・要望などに応じまして、関係機関と連携を図りながら、必要な安全対策、そういったものの強化に努めているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、もう一つお聞きしておきたいことがあります。

建設課長から、これからそういうグリーンベルトをやっていこうと、これはいいことだと思います。ただ、国道と明治川の間をどうするかというのが今後の問題だと思うんです。これが大体平成27年にやってそのままだと思うんです。北側のほうの入り口のところは全く見えなくなっているようなところもあります。ですから、そういう管理もしなければいけないし、中央小学校の場合は道路の脇がグリーンになっているけれども、これ何だということとかあるんですよね。ですから、ゾーン30だということを分からせるための標識とかこういうものがやっぱり必要だと思うんです。

住民の方が、道路のところグリーンになっているが、これ何なんだということ、もうそこは30キロメートル以上で車は走ってはいけないということなんですよね。ところが、県道を見てもどこにもそんなことは描いていない。グリーンだったら30キロメートル以下だということは、多くの運転者が知っているかもしれないけれども、それ以外の方については、何でここがグリーンに塗ってあるんだと分からない。これをやっぱり徹底することが将来の交通安全のために大事だということなんです。

それで、残りの小学校のあと——これから合併しますから減りますけれども、13校についても、私は調べてみたら、県道沿いというのはかなり多いんですよね。市道だけでもっ

て囲われているというのはほとんどないんですね。ですから、そういうようなことでもって、こういう形での視覚的な道路の安全性を子どもたちを守るためにやっていく、そういうのをぜひ進めてもらいたいと思います。

この問題については、これで終わります。

次に、2番目に私が質問したハラスメントと、それから逮捕された職員の問題について質問します。

まず、市長がお答えになった中で誤りが幾つかあります。

一つは、これは2023年度にハラスメントの問題が起こって申請がされたときの書類が、私がそのとき質問したのが残っております。この中で、どういうことが問題かということ、このときはちょうど3月から4月にかけてハラスメント問題があつて5月には終わっているんですけれども、一つはこの前のときにも言いましたけれども、まずハラスメント委員会というのがありますね。これは誰が委員かということ、副市長、教育長、総務課長、秘書広報課長で、委員長は副市長です。それで、このハラスメント委員会が最終的ないろんな調査をして判断をするわけですね。ハラスメントなのかどうか、ハラスメントではないかどうか。

ところが、このときに2回ハラスメント委員会がやられているわけですが、最終的なときは5分で終わっている、5分で。私が、弁護士では駄目なんだよとこの前のときに言いましたけれども、正式にはハラスメントに関する知見を有する者、例えば臨床心理士とか精神保健福祉士などの方たちに、これはハラスメントかどうかということを検討委員会が相談して、それでもって知恵をつけてもらって、判断をしてもらった上で結論を出さなければいけないのに、そういうことを全くやらないでもってハラスメントでないという結論を出している。ここは大変問題です。

今、例えばもう一方の、逮捕された方と別の一方のハラスメントについての準備が6月からされているんです。6、7、8、9、10、11、実質5か月やっていてまだハラスメント委員会が開くところまで行っていない。なぜ行っていないか。そういうことに恐らく慣れていないから、いろんなことでもって大変なんでしょうけれども、しかしこんなに調査が進まなかったら何をやっているんだということになるでしょう。1年かかっても結論が出ないということになりませんか。そういうような形でもってハラスメントの対策をやってはいけない。これが一つ。

それから、もう一つは、逮捕された方が8月26日、市長と会おうとしたけれども、市長が会ってくれなかったので、そのとき出した文書について私が四つの条件を今話しました。そ

それはどういうことかという、そういうようなこと、ハラスメントでもってハラスメントで訴えたんでしょ、その人は。いいですか、ハラスメントで訴えた、6月に。つまり6月12日の事件があって、それでハラスメントを訴えた。それでその議論をしている7月7日に、6月の末の議事録を組合の方が受け取った。その2日後に警察が逮捕した。こういう形ですから、この方については、ちゃんと市がもっと説明すべきだということが一つあります。

それから、不起訴になったのに、その後懲戒処分をしたいということなんでしょうね。懲戒処分に対する説明書を出しなさいと、9月25日までに。これでもってそういうことを求められているわけでしょう。これはどういうことなんだ。

逮捕された方、お子さんとの間にいろんな問題があったかもしれません。それで、そういうことになったのは、ハラスメントだって訴えた方が、今度は懲戒処分対象にする委員会の説明を求められているわけです。働いている人に対しては、そういうことはひどいですよね。自分がちゃんといいと思ってやったことが、父兄から誤解を受けて警察に訴えられた。これでもって20日間いろいろ尋問されたりして、それでもってお互いになかったことにしようということになったから不起訴になった。それに対して、今度は市は懲戒処分に該当するかどうか調査をするというんです。こんなことがやられていいんですか。これについてご回答いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木議員にお伺いします。

今のは、この2番の（1）の質問でよろしいでしょうか。

○20番（松木源太郎） そうです。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは、幾つかご質問をいただきましたので、まず2023年度、海上保育所でのハラスメントの件について、ハラスメント対策委員会、こちらのほうに臨床心理士とかそういった方がいらっしゃらなかったのではないかとご質問でございます。

まず、ハラスメントのそういったことにつきましては、臨床心理士による相談、そういったものが大切だと思っております。それで、市のほうでは毎月2回、希望者に対してカウンセラーによるそういった職員のカウンセリング、こちらについてはハラスメントだけではなくて、メンタル不調とかそういったことについてのカウンセリングを行っております。ハラスメントの相談や委員会で、職員のみではその判断が難しいケースに応じましては、必要に応じてそういった外部の方に相談するというのも検討が必要かと思っております。

ただ、そういった相談やそういった対応あるいは対策については、そういった臨床心理士の方からご意見をいただくのが必要かもしれませんが、2023年度にあったハラスメントの委員会においては、ハラスメントがあったかどうか、そこが争点になっております。ハラスメントがあったかどうかということにつきましては、弁護士に聞いたということでございます。

一般的にハラスメントがあったかどうかの認定というのは裁判で争われることとなりますので、そういったことにおきましては弁護士が適任であったというふうに考えております。

次に、逮捕された職員とそのハラスメントの訴えの件でございますが、こちらにつきましては逮捕された件とハラスメントの件は、これは別々に考えなければならないものだと考えております。

そして、まず不起訴になったので処分にならないのではないかとということでございますが、そもそも不起訴と無罪とは全く意味合いが異なります。不起訴になったからといって無罪というわけではございません。また、不起訴と懲戒処分もこれもまた違うものでございまして、懲戒処分というのは職員の義務違反、信用失墜行為や全体の奉仕者としてふさわしくない行為などに対して、任命権者が公務員に対する秩序を維持する目的をもって職員に科するものであります。刑事罰とは趣旨、目的が異なりますので、刑事罰とは別に行うものでありまして、また今後その処分を行うかどうかにつきましては一職員の個別の人事案件になりますので、この場でのお答えは控えさせていただきます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 今の答弁は、大変おかしいと思います。

まず、裁判になるかどうかであるから弁護士に聞いたという、それでは私聞きますけれども、令和5年度、6年度、7年度で、あなた方はハラスメントの職員に対する講習会を何回やって、それでもって何人が受講しましたか。それから、私は9月のときに最後に言いました。ここにいる幹部の職員の方々はみんなハラスメントの講習会に出て、その理解をしているわけですね。そのことも聞きました。

そういう準備がされているところでもって、今、総務課長がお答えになったことを言うなら分かりますけれども、そういうことについての十分な知識があるとは、私、この状況を見て思えません。1番目の逮捕された方のことでまた聞いていますけれどもね。最終的には何らかの処分をしたい。それでは、私聞きますけれどもいいですか。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時19分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 本年7月4日付で、職員の懲戒処分についてという通知が議員に配られましたよね。これはどういうことかという、ある職員が本年3月11日から期限の切れた車に乗っていて、6月3日までの間に公用車を12回運転したから戒告処分であるという。私たちにくれましたよね。

ところが、これおかしいと思うんです。この方は、そうすると約3か月、無免許運転をしていたわけでしょう。刑事罰対象の行為があったのに戒告処分と、どうしてこういうことが起こったのか。つまり職員の方々は平等に扱わなければいけないんです。

ところが、この方については何のおとがめもなし。この方はちゃんと、免許証を更新し直すのに、その間無免許でもって運転していましたというのを警察に届けたんですか。そういうようなことの扱いをちゃんとしなければいけないと、平等にしなければいけないということなんです、私が言いたいのは。

それから、回数が限られているので2番目の問題ですけれども、ハラスメントがいつまで、もう一人の方のハラスメントです、逮捕された方と別のハラスメント。これがいつまで調査、調査で進むんですか。総務課長は、ハラスメントであるかどうかは最終的に裁判をやらしてもらわなければしょうがないと。そういうことになるんですか。このハラスメント委員会というのは、そういう裁判をするための委員会なんですか。ちょっとお聞きします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 幾つかご質問をいただきましたので、まずハラスメント防止研修、こちらについて5年度、6年度、7年度で何人が受けたのかというご質問でございました。

ハラスメント研修につきましては、毎年受講対象となる職員を、職層を変えて実施しております、全ての職員が少なくとも1回は受けることができるように毎年度開催しているものでございます。

4年度……

(発言する人あり)

○議長（飯嶋正利） 総務課長、研修会の上のところは松木議員は聞いていないので。

○総務課長（向後 稔） そうですか。

○議長（飯嶋正利） （2）のほうで。

○総務課長（向後 稔） では、運転免許が切れた件もよろしいでしょうか。

○議長（飯嶋正利） はい。

○総務課長（向後 稔） そうでしたら、（2）のほうで、その調査委員会はいつまでかかるのかというご質問でございます。

まず、先ほども申し上げましたが、ハラスメントの認定につきましては丁寧な調査が必要になるということでございます。ハラスメント、議員ご承知のことと存じますが、ハラスメントというのは、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものというものになっております。その必要な指示や指導というのはパワハラにはならないというふうになっております。客観的に見て、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示、指導については該当はしないと。そういったところがそれに該当するのか、しないのか。そういった判断というのは丁寧にやる必要があると思います。

また、労働者の就業環境が害されるものと、そういう要件もありますが、そちらにつきましては人の感じ方にはいろいろ差があります。相手がパワハラと言ったから、それがパワハラということは、それは間違いでありまして、そういったパワハラかどうかの判断に当たっては、平均的な労働者の感じ方、すなわち同様の状況でそういった言動を受けた場合に、社会一般の労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動、そういったことを判断しなければならないというふうになっております。

そういった判断に際しましては、その相談者の心身の状況とか受け止め方なども実際配慮しながら、そういったことを相談者、それと行為者の双方から丁寧に事実確認、そして第三者からもその内容を伺うということが必要ですので、時間がかかっているというところがございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） もし、そういうことをやっていると、結局その人が、パワハラを受けたと本人が申告した人が、それこそ病気になって職場にも出られなくなる。そういうことでも起こらなければ、ハラスメントであったという認定はしないということなんですよ。

市長が、私の9月議会での発言の中で、旭市の六百数十人の正規職員の中で5人の方がお

休みになっているという話をしました。それはハラスメントと関係ないような言い方をされましたけれども、私、いろいろと聞いて調べました。その中で2人の方の実名が分かりました。この職員名簿の中に載っています。その方のうちの1人の方は、もう3年職場に来ていません。

この方は、ハラスメントだということで訴えていたわけではありません。しかし、職場の中で職場にいられない状態があったので3年間も休んでいるんです。定期的に連絡は取るように、給料もお支払いしている。これがあるのに、なぜそういう方はいませんかと言うんですか。あと、3人の方はどういう方だかといったら想像はつくけれども、そこまでは調べませんでした。

私は、市長が9月議会で私の質問に答弁として、あの最終日の発言をするなら結構ですよ。松木議員に、2回松木議員と言っていました。また、名前を出さないでもってこういうことについては皆さんこうですからという話だったら、まだ分かりました。私の名前を出しておいてそういうことをおっしゃったから、ですから私は個人攻撃だと思いました。松木という議員に対する、悪いけれども。だから、そういうようなことでこの議会をやってはいけないんですよ。

事実2人休んでいることは、職員名簿でもって指しましょうか。私、ちゃんと調べてきましたから。つまりそういうことが、この旭市の職員の中で、旭市の大きな、1,000人近くいるでしょう、会計年度職員も入れたらば。そういう方の中でもってこういうことが起こっているということのないような職場にしてもらいたいんです。そのためにこの質問をしているわけです。

ですから、どういうふうにしたらいいのか。それこそ、緊急にアンケートを取ると言っていましたから、取ってくださいよ。千葉県で、このハラスメント問題のアンケートは21.7%の職員があると回答したところですが、回答者の中で。

そういうようなことをちゃんとやらないと、今の旭市、本当に働く気を持ってやっている方たちに大変大きな影響があるから、この問題を私言っているわけです。職員の方が一生懸命やってくれば、旭市の市勢もよくなるし、住民の要求も聞いた事業ができる。やっぱりそういうところに引っかかりがあるという問題があるからなんです。

今の逮捕された方以外のもう一人の方のハラスメント調査だって、こんなに時間かけてやっていたんでは、ハラスメント委員会なんて開いていないわけでしょう。開いたんですか、総務課長。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） まず、先ほど2人の方がお休みになっているということでございますが、そちらにつきましてはハラスメントで休んでいるということではございません。そういったハラスメントが確認されていない個々の事案で、そういった職場であるということとはちょっと事実と異なるものと思われまして。

それと、アンケートというお話でございましたが、アンケートにつきましては先月10月に職員アンケートを実施しております。それと今集計中でありまして、そのアンケートを取る際にも、そのハラスメントはどのようなものかということを変更して職員に周知しまして、またハラスメントのセルフチェックなどもつけて、ハラスメントの防止について職員に一層の注意喚起を行ったところでございます。

それと、ハラスメント委員会、行われていないのかということでございますが、それにつきましては、先ほど来申し上げていますように、丁寧な調査を行っている段階でありますので、いまだにまだハラスメント委員会を開いている段階ではございません。

以上です。

（「7月4日のこの通知については、どういう判断を総務課では持っているんですか」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 答弁漏れで、お願いします。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 7月に、職員が運転免許の期限切れで懲戒処分を行ったことにつきましては、議員にLINEで送りましたとともにプレスリリースを行っております。

職員が懲戒処分を受けた、これは戒告であります。懲戒処分を行います。懲戒処分を行ったときは、旭市職員の懲戒処分等の基準に関する規程によりまして公開することとなっております。7月にプレスリリースした運転免許期限切れの職員の処分の件につきましては、こちらの基準に従いまして公表を行ったところでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時31分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 7月にプレスリリース、公表した件につきましては、懲戒処分の規程に基づいて公開したものでございます。そこで氏名を公表しなかったということは、これは、原則的にこちらの処分等の基準に関する規程の中で原則的に個人が識別されない内容と規定されているため、所属、職、年代、性別のみを公表しております。ただし、規程において、社会的影響を考慮して特に必要と認められる者または警察によるプレスリリースなどで先にそういった、先行して氏名等が公表されている場合には、市が隠蔽を図っているという懸念を持たれることがないように公表しているものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そうしたら、今の最後のところですけども、法的に3か月無免許で運転した問題はどうなったんですか。それは全く市は関わりないというんですね。どういう処分をしても。つまり、ハラスメントというのは難しくて大変だから、最終的に弁護士に聞いたからハラスメントではないということ、それがこの前のハラスメント委員会の結論でしょう。そうですね。そういうことと同じじゃないですか。いつまでたってもハラスメントの委員会を開かない。あなた方は、結論としては、今逮捕された以外のもう一人の方がハラスメントの申請をした。これは時間をかけてやったけれども、ハラスメントではないという結論が出たから終わり。やりたかったら裁判をやりなさい。こういうのが今の旭市の姿勢ですよ。

そうじゃないでしょう。もっと早く迅速に専門家を呼んで、例えば医者にこことここでかかっていたということ、そういうことまで示さなければハラスメントとして認めないということであれば、ハラスメントなんて世の中になくなってしまいますよ。私はそう思いますよ。そういう物の考え方とやり方が私はおかしいと言っているんです。これ、ハラスメント問題3回目です、私。何でこんなことをやっているかといったら、もっといい職場環境をつくってもらいたいと思うから、そう思って言うんです。ぜひこの問題については、結論出せませんけれども、十分検討していただきたいと思います。

次に移ります。

○議長（飯嶋正利） 松木議員、ちょっと待つて。回答を一応。

○20番（松木源太郎） いや、いいですもう。回答やってもまともな回答出ないから。

3番目の……

○議長（飯嶋正利） 松木議員、総務課長のほうがお答えしたいということなので。

○20番（松木源太郎） 答えたいですか。どうぞ。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

○総務課長（向後 稔） それでは、先ほどの3か月運転免許の期限が切れていた職員の対応ですが、こちらにつきましては調査というものではなくて、それは事実としてもう全て発覚したものでございますので、それについて調査をすとか、そういったことはございません。刑事処分につきましてはもちろん警察のほうでされますし、職員としてふさわしくない行為だったということで懲戒処分を行ったというものでございます。

ハラスメントにつきましては、何度も申し上げますが、ハラスメントが認定されていないことで、一方的に職員がハラスメントであったというふうに思い込みがある場合もございます。ただ、ハラスメントというのは本当にあるかもしれませんので、それについては十分な調査が必要かと思えます。職員一人ひとりが安心してその能力を十分に発揮するために、ハラスメントのない職場、働きやすい職場、これは大切ですので、その環境づくりに努めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、3番目の仁玉川の改修事業についてお聞きしていきます。

これも私が前に質疑して、それでいろいろと市のほうでもってご努力いただいて改善が進んでいるところであります。大変ありがたいと思えます。

ところで、そのときにも、土地改良事務所へ行って課長と話をしているときに、もうこれは計画していろいろと積算しているんですよと話を聞いていました。それが実際に恐らく来年度から始まるのかなという感覚を持っております。そうすると、ちょうど市役所通りの前のところをずっと行ったところの仁玉川から下流の部分、旧市役所通ったところの下流の部分だと思うんですけれども、大変お金がかかる事業で、何年かかるか分かりません。

しかし、一つ大きな問題は、ここが、県がこの事業を終了したならば市に移管したいということをおっしゃっているらしいんですね。それはなぜかということ、実はこの仁玉川というのは、昭和46年だったと思えますけれども、台風のときに大水が出て、何とかしようということ始

まったわけです。これが今になって大体完了して、県としては、ここは農業用水路ではないと。旭市の中心部の、旧旭市のそれこそ排水路であるというふうな考え方を持っているようなんです。そういう言い方を、確かに私思い出したらば、農業事務所するときにもそういう言い方をちらっとしていました。

ですから、なかなか難しいところで、農業予算でもってこの改修をやると、終わるまで私が元住んでいた江ヶ崎とか今住んでいる網戸の地域の農地転用ができなくなる。こういう問題もある。しかしこれはやってもらわないとしようがないと思う。

それで、市にぜひ何らかの方法を考えていただきたいということが一つと、それから川のすぐ脇に歩道があります。これは恐らく農業用水路に関わる場所だと思うんですけども、その上の市道、あれが西のほうへ行くときまだ完全に整備されていないんですよ。そういうことを含めて、ぜひ市としては十分な対策を取ってもらいたいと思うんですけども、市長並びに担当課長からのお考え、あればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） まず、仁玉川の譲与に関しましてちょっとご答弁させてもらいます。1期工事が終了した場所だけではなくて、今後実施予定の2期工事終了後に譲与を受けるものと認識しております。

2点目の改修事業ですが、農業予算の基幹水利施設ストックマネジメント事業で実施されていることや、今後予定している新川東部地区の特定農業用管水路等特別対策事業、それと仁玉地区の基幹整備事業での排水路として利用を予定しておりまして、今後も農業用排水路として維持管理していく予定であります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 市道のお話が出ましたけれども、一応先ほども申しましたが、市道認定は馬場井戸野浜線まで、紫陽花橋まで認定しておりますので、そこまでは舗装されていると思います。そこまでについては適切な管理を実施していきたいと考えています。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それで分かりました。

ところで、建設課長、その一番東のところは、いわゆる役所のすぐ脇は進入禁止ですよ。

石が並べてある。あの道路というのは通り抜けてはいけないということで、そういうふうになっているんですか。ちょっと私ずっと見て歩いたら、それで一番最後までやるとなると、結局どこがやることになるんですか、西側のほう。ちょっとそのところを教えてください、簡単でいいですから。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 市役所の脇の道路なんですけれども、あそこはもともと農耕車は通れるようになっています。自動車は駄目ということではなくて、農耕車は通れるようになっております。そもそも市役所の脇の道路については県の所有地、底地は県になっておりますので、そこを市が舗装して市道認定したものでありまして、一番西側もそのまま県有地になっておりますので、今のところちょっと予定はありません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 3番目の水道料金の収支計画についてお聞きいたします。

○議長（飯嶋正利） 4番目ですね。

○20番（松木源太郎） 4番目です。

この7月28日の会議概要を見て私もびっくりしたんですけれども、平成28年か27年に水道料金を下げたんですよね、旭市は。それはなぜかということ、県水とあまりにも差があるということだと思ったんです。私はこう記憶しているんですけれども、県水が今度2割上げると言って、18%か、上げるということになりましたね。そういうことも含めて、5年後ですけれども、水道が上がるということがはっきりしている。

いろいろと見てみますと、大変水道は努力しているのが分かるんです。例えば、今回改装しようとしている市民会館の西側のところの貯水槽と加圧式、これ直さなければいけない。加圧式を直すには、これ見ていくと、この間課長からもご説明いただいたんですけども、三つのうち二つ使えばいいぐらいにしている。それは、飯岡とか海上からの水をこの平地の旭市のほうにかなり流して、旭市の西の部分だけを加圧式でやればいいのか、そういう工夫をしてきた。前にも聞きましたけれどもね。

そういう中에서도改善努力しているんですけれども、どうですか市長、ここのところは県水との差を見ながら、上げ方について、まだ先ですけども、十分に、県水と同じレベルまではいきませんが、そういうような形でもって、30%でなく10%になるか15%にな

るか分かりませんが、そういう考え方を市の事業の中で持っていただけませんか。担当課も苦労していると思うんですけども、お考えをお聞かせいただければありがたいです。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 水道料金の将来に向けた方針ということでございます。

人口減少に伴う料金収入の減少、施設、管路の老朽化による更新需要の増加や管路の耐震化などにより、将来の経営環境は一段と厳しさを増すことが見込まれており、改訂版の旭市水道事業ビジョンにおきましても、経営健全化の取組を引き続き掲載しているところでございます。

取組の一つといたしましては、合理的で経済的な施設運営を図るため、将来的な旭配水場の区域縮小、配水エリア再編成に向け、海上、飯岡、干潟配水場からの自然流下区域の拡大を掲げ、計画を推進してまいります。現在は、施設や管路の強靱化、耐震化を最優先事項とし、旭配水場のポンプ井の更新、基幹管路と重要給水管路の耐震化などの工事を実施しており、自然流下区域の拡大に関しましても、管路の増径工事、バックアップ機能となる干潟配水場の配水地の増設を進めております。

また、検針や料金徴収等の民間委託による業務の効率化や料金一括請求による経費の削減、東総広域水道企業団と構成市町が広域連携に向けての協議を行っているほか、民間活力の活用及び設計の効率化を図るため、デザインビルド方式の採用を検討しております。

今回改訂いたしましたビジョンで今後10年間の方針を示しましたが、社会情勢の変化や事業の進捗状況などによっては将来の見通しも大きく変わることがございます。状況に応じた見直しを行い、安全・安心な水を未来へ届けることに努めてまいります。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） どうもありがとうございます。まだ時間がありますから、十分検討していただきたいと思います。

ちょっと言葉が気になって、デザインビルド方式というのはどういう意味なんですか。簡単に。

これから本当に水の問題、大変だと思います。もう一つは、まだ水道管を入れているけれども利用していない方がいらっしゃるんですよね、実はね。水道担当課では本当に、今、市長が述べられたように、市民センターの脇のところから送る水の地域をどんどん西のほうに減らして、大変努力されてきています。それで、高台にあるところはまた改善しながらやっ

て、工業団地にも加圧式でもって送るとかって、大変な努力がここに書かれております。そういうことで、ぜひ、これから時間がありますから十分検討した上で、市民の負担が少しでも少なくなるような水道事業でやっていただきたいと思います。

では、簡単に教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、デザインビルド方式というのはどのようなものかということですので、デザインビルド方式につきましては、設計から施工までを一貫して同一業者に発注しますことで、施工期間の短縮、あと民間技術の活用によりまして品質の向上等が期待されるということで、一方で設計段階から同一業者に一任すること等ございまして、価格競争ですとか、そういった面でちょっと課題はございますけれども、官民一体型で同時に進めていくというようなやり方でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） どうもありがとうございます。

最後に、水道に入ることになっていて利用していない方というのは何%ぐらい今いらっしゃるんですか。簡単に結構ですから。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） ざっとでございますけれども、10%弱まだ入っていない方がおられるという。

（「利用していない方」の声あり）

○上下水道課長（向後哲浩） はい。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 木 内 欽 市

○議長（飯嶋正利） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（19番 木内欽市議員 登壇）

○19番（木内欽市） 19番、木内欽市です。一般質問を行います。

今回は、旭市の20年先を見据えてということで、6点について質問いたします。最初は10年先を見据えてということで質問しようと思ったんですが、10年はすぐにたってしまいます。

先日も合併20周年の記念式典が行われましたが、振り返ると、つい先日のことのように思われます。

政治は50年先を見て行えと言われます。そこで伺います。20年後の旭市を語る時、人口問題は避けては通れません。有史以来、大きな戦争などを除いて、人口が減って栄えた国は一つもありません。国・県、地域、各家庭にも同じことが言えます。

そこで伺います。人口の地域別、世代別、自然増減、社会増減の状況を踏まえての対応策を伺います。

2点目、自主財源の安定的な確保と財政調整基金の活用など、財政の状況と今後の見通しを伺います。

3点目、人手不足が懸念される中、産業振興への取組について伺います。

4点目、旭駅前活性化について、公民連携などの取組について伺います。

5点目、銀座通り商店街の創出について、空き店舗の活用や新たな取組について伺います。

最後に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について、おひさまテラスや道の駅季楽里あさひの課題、この地域の新たな取組について伺います。

再質問については質問席で行います。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうからは、（1）の人口の関係を踏まえての対応策、それと4点目の駅前の活性化、公民連携の関係、それから6点目の生涯活躍のまち・あさひ形成事業についてお答えいたします。

まず、1点目の人口の関係でございますが、20年後を見据えてということでございます。

本市の20年後の推計人口ですけれども、こちらは2045年、令和27年になりますが、国立社会保障・人口問題研究所の最新の推計では4万8,776人と見込んでおるところでございます。これらを踏まえての対応策ということでございますが、この少子化、高齢化の問題でございますが、これは旭市に限った話ではございませんけれども、それらに向けて今年度から第3期総合戦略を策定して様々な事業を行っているところでございます。これらの事業を行うことによって、少しでも人口減少に歯止めがかかればいいかなと思っております。

続きまして、4点目の駅前活性化、公民連携の関係でございます。人口減少、少子高齢化が進行する中、限られた財源を最大限に生かしまして、公共サービスの質を維持するためには、行政と市民や事業者が連携して対応していくこと、いわゆる公民連携が重要であると考えております。公民連携事業として実施している生涯活躍のまち・あさひ形成事業の例を挙げますと、まちづくり組織である一般社団法人みらいあさひがイオンタウン旭で市内飲食店業者が出店する朝市を開催したり、駅周辺で屋台づくりのワークショップやミニマルシェの開催、下校する子どもの見守りを行うなど、地域の活性化に取り組んでおります。市としましては、このような活動を下支えしながら、旭駅周辺がにぎわいを取り戻すよう、民間事業者と連携をし取り組んでいきたいと考えております。

6点目の生涯活躍のまち・あさひ形成事業、おひさまテラスの課題、それから取組ということでございます。おひさまテラスは、令和4年4月に開設して以来、市内外を問わず多くの方にご利用いただいておりますが、課題としましては、施設内の有料レンタルスペースでの利用率が伸び悩んでいることや、施設の情報を知らないという方が一定数いることなどが挙げられます。これらの課題解決のため、指定管理者と協議をいたしまして、全天候型施設の強みを生かし、魅力ある個性的なイベントの開催や、産官学と連携した新たなコンテンツの創出などに取り組むとともに、より多くの方に広く施設を知ってもらえるよう、効果的な情報発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、2点目の自主財源の確保と財政調整基金の今後というところで回答したいと思います。

まず、自主財源の安定的な確保というところにつきましては、昨今賃金上昇による所得の増加により、市税の増収が期待はできるというところはあるんですけれども、社会情勢の影

響を受けるものであるため、物価上昇、それだとか人口減少などの状況から、決してそれは楽観視できない状況であると、そういうふうを考えております。そういった状況の中で、市税については、収納率の向上、それから滞納額の縮減に努めること、近年全国的に受入額も増えているふるさと応援寄附金について、魅力ある返礼品の発掘などに努めるなどして、寄附金の拡充を図っていければと考えております。事業の実施においても、有利な財源を最大限活用しながら、事業規模の適正化についても検討を進めていきたいと思っております。

財政調整基金の関係ですけれども、財政調整基金は、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金であります。安定的で継続可能な財政運営には不可欠な基金であるといったところであります。財政調整基金は、特に個別の事業に活用するといった考えではなくて、読んで字のごとし財政を調整する基金でありますので、これからインフラに限らず公共施設等の維持管理、それから物価高に伴う経費の増加、そういうところで今後基金の取崩しというのはますますこれから進むというところは想定できると思っております。このことから、引き続き過度に基金に依存することのないよう、事業規模の適正化、選択と集中が図れるよう努力していきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私のほうからは、まず（3）人手不足が懸念される中での産業振興の取組についてご回答いたします。

旭市においての人口減少は進行しており、住民基本台帳人口で見ますと、生産年齢人口、こちら15歳から64歳になります。が、令和2年4月が3万7,762人、今年4月が3万4,964人で、2,798人が減少しております。多くの市内事業所では、後継者不足であったり人材確保が困難になり始めている状況にあり、事業の継続や規模拡大への課題となっております。今後も続くと見込まれている生産年齢人口の減少がもたらす地域経済への影響を最小限に抑えながら、地域産業を振興するために、多様な人材の確保や育成、定着への支援を推進していかなければならないと考えております。

市では、今年度より、デジタル化の導入により、人手不足の解消や生産性向上による効率化を目指す事業者を対象に、事業者デジタル化支援事業、またテレワークなどの柔軟な働き方の導入を推進し、人的資源を最大限に活用していくことが不可欠であることから、女性がデジタル知識やテレワークスキルを習得するための事業を開始しました。

今後もこれらの事業を継続的に実施するとともに、商工会や雇用対策協議会、それからハローワーク等と連携し、安定した労働力の確保に努めてまいります。

続いて、（４）の旭駅前活性化について、公民連携などの取組についてのご回答となります。

商店街等の振興、活性化による地域経済の発展を図るため、空き店舗活用事業を実施し、旭駅周辺で新たに飲食店や小売店等を始める方への支援を行い、交通の拠点、町の顔としての機能を維持していきたいと考えております。また、旭駅を活用した観光ツアーの開催や駅に市のイベント情報等の掲載をしながら、活性化に向けた取組を行ってまいります。

続いて、（５）の銀座通りの商店街のにぎわい創出について、空き店舗の活用や新たな取組についてご回答いたします。

近年、銀座通りやその周辺では、空き店舗活用事業を利用した古着などのリユースショップや美容院が開業されました。今後も、銀座通りの景観の改善や新規出店によるにぎわいの創出が期待できる空き店舗活用事業について、有効に利用していただけるよう、周知を図ってまいります。また、もともとある地域に根差した店舗もございます。これらの店舗の存続、発展していくため、商工会と連携し、経営支援事業等を積極的に活用していただくよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、１の（３）（６）についてお答えいたします。

初めに、（３）の人手不足が懸念される中での農水産業分野での取組についてお答えいたします。

農水産業での人手不足対策といたしましては、農業分野では特に新規就農者の支援に力を入れており、ワンストップ支援窓口の運営や国の補助制度の利用に対するサポート、市の独自事業である親元就農チャレンジ支援金や転入者農業チャレンジ支援金など、手厚い対策を行っております。水産業分野では、国による漁業就業支援フェアの開催や研修プログラムの実施、県による高校生を対象とした短期の漁業体験や水産業インターンシップ、漁業技術研修などが行われています。市といたしましても、これらの支援事業と連携し、就業相談等を行っているところであります。

また、今年度から新たに、都市地域から市内に定住して農水産業に従事しながら独立を目指し、情報の発信など、地域協力活動を行う地域おこし協力隊農水産業支援事業を開始しております。今年度は３名の隊員を募集し、選任を終えたところでありまして、順次市内の農水産業者の下で研修を開始する予定であります。

今後も、これらの事業を活用しながら市の農水産業のイメージアップを図り、市外の若い人材を積極的に誘致するなど、後継者の育成や新たな担い手確保に努めてまいりたいと考えております。

続いて、(6)の道の駅季楽里あさひの課題と取組についてお答えいたします。

道の駅季楽里あさひにつきましては、今年度創業10周年を迎えました。売上げ、来場者数とも年々増加しております。令和6年度には総売上額が10億円を超え、130万人以上の方々に来場していただくなど、順調に推移しているところでございます。

今後も、旭市産の新鮮でおいしい農畜水産物を豊富に取りそろえ、市内外の利用者を選んでもらえる道の駅となるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

また、創業以来直営で運営を続けてきましたレストランにつきましては、現在従業員の退職などにより一時的に休業しておりましたが、9月に公募による新たな運営事業者を選定し、来年3月の開業に向けて準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

この人口の見方がちょっと甘いのではないかと思います。もっと減ります。毎月、私15日に来る広報を楽しみに見ているんですが、毎回人口の増減が出ています。今月ちょうど100人減っています。それで、3月には275人減っているんですよ。ですから、1年に1,000人以上は減っているんです。それで、団塊の世代が一斉にもう高齢を迎えますので、物すごい勢いで減るはずですよ。恐らく4万人ちょっとになってしまうのではないかなど。

ということで、それを見ながら次の質問にいくんですが、答弁漏れというか、通告してあるんだが、社会増減の状況を踏まえての対応、これをお伺いしたいと思います。自然増減、これは防げないでしょうけれども、社会増減、要するに転出者が多いんですよ。ですから、転入者を増やすための、先ほどの農水産課長の、様々なことをやっていらっしゃるようですが、ちょっとそこのところをお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 答弁漏れ、大変失礼しました。

社会増減、いわゆる転入者を増やす政策ということだと思います。その代表的なものとしては、やはり定住促進奨励金等があるかと思います。やはり、外から、自然増以外の社

会増減ということですから、転入者を増やす施策としては、今大きなものとしては定住促進奨励金等を使って市外から人を呼び込もうというのが代表的な事業かと思います。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） それと、実際はもっと今現在も減っているんですよ。というのは、大学は大体東京にありますから、東京へ行きますね。住民票は置いたままなんですよ、学生は。ですから、その分がやっぱり1,000人やその辺は減っているはずですよ。実際はもっと少ないです。実際、市内見渡しても二十歳前後の人ってあまりいないでしょう。これ、みんな大学に行ってしまうからですよ。そういうことも踏まえながら検討していただきたいと思います。

それでは、（2）自主財源の安定的な確保、先ほどいろいろございましたけれども、よく人口が減ると交付税が減らされると聞きますが、ざっくりで結構ですが、1万人減ると大体交付税はどのくらい減らされるんでしょうかね。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 人口が減ると交付税が減らされるのではなくて、減ってしまうという言い方のほうが正しいのかなというところがあります。交付税につきましては、要は基準財政需要額を算定しまして、基準財政収入額、その差額として交付されるものなんですけれども、1万人減ると幾ら減るかという、ちょっとざっくりあれなんですけれども、1人減ると、今数字は持っていないんですけれども、十何万円ぐらいの計算なんですかね、割り返せば。単純に1万倍というところで、ちょっと正確な数字、すみません、持っていないで申し訳ないんですが、一応人口減ることによって減らされるというよりは、算定上、人口一人頭の数減るのかなというところだと思います。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） よくネットとかで見ると、人口減は交付税が少なくなると、そういうことではないんですか。人口が減ると交付税が減らされるんでしょう。違うんですか。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） その辺のニュアンスの差だと思うんですけれども、基準財政需要額を算定するに当たりまして、人口何人だ、どういう規模があるんだとか、どういった施設が何施設あるんだとか、そういったところで算定されるんですけれども、その中でやっぱり単

位としては何人で幾らという部分があるので、減ったなりにそれは減ってしまうというところだと思います。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） 財政調整基金のことを質問したいんですが、もう終わりましたっけ。

○議長（飯嶋正利） 4回、次2番目に。

○19番（木内欽市） では、2番目、ダブリますけれども、財政調整基金が今現在結構あるんでしょうけれども、前にもほかの議員が質問しましたが、やはり財政調整基金は使い道がありますよね。大きな災害のときとか、どうしてもそういうときに使うって、やたら使えるわけではないんですよ。

それで、振り返りますと、大震災のときに香取市では市長が財政調整基金を全部使ってもいいから被災者に支援しろと指示を出したんです。旭市の場合には、財政調整基金を取り崩すどころか、その頃ちょうど議会が否決したんですが、あの災害のときに庁舎の積立基金をやろうとしたんですよ。それを議会が、こんなときだから財調を取り崩す状態のときに庁舎の積立てやらないで被災者の支援に回すべきだろうと、こういったけんけんごうごうとありました。たしか1票差ぐらいで否決したんですよ。それで、そのときにも財政調整基金を全然使わないで済んでいるんですよ。だから、こんなに財政調整基金はためる必要は私はないと思うんです。

それなら、必要なときに必要なところ、今市民が市民サービス、例えば身近な例を挙げれば、道路の草刈り、今ちょうどセイタカアワダチソウとか、あれみんな道路のほうへかぶさっているんですよ。だから、4メートルの道路が2メートルぐらいなんですよ。それで、あれが乾いてくると、今度は車を傷つけてしまうから、擦れ違いけないところが幾らでもあるんです。それで、草刈りをやってくれという、これは当然予算がありますから、建設課は予算がないからできないと断っているわけですよ。そういった予算がないと断っているのがあるにもかかわらず、財政調整基金が今85億円ぐらいあるんですか。そんなにはないですか。そんなにため込む必要はないと思うんですよ。よく予算の1割か2割あればいいと。今までも使っていないんですから。あの災害のときすら使っていないんですよ。

皆さんも知っているでしょうけれども、食料だって、備蓄倉庫の食料に全然手をつけていないんですよ。全部食堂とかレストランやった人らが弁当を提供してくれて、被災者は非常食なんか誰も食べていません。全部皆さんが提供してくれた、いつも温かいお弁当を食べておりました。ですから、財政調整基金は緊急の事態って、あの緊急のときにも使っていな

いんですから、無駄遣いをしろとは言いませんが、必要なところには使っていただきたいと思うんですよ。

先日も、例えば永井議員が質問していました出会いコンシェルジュ、人口減に歯止めをかける大きな成果を上げています。そこだって、私も議長の時崎山華英議員にお願いしたんですが、ほかの委員であれば費用弁償出ますよ。出会いコンシェルジュに関してはないんですよ、一切。100%ボランティアなんです。ボランティアにはいろいろあって、交通費だけ出るボランティアとか食事が出るボランティア、いろいろありますが、出会いコンシェルジュに関しては一切出ないんです。夏場なんか、会議やって、みんなご飯食べないで来るんですけれども、お弁当すら出ないんですよ。ですから、そういったところにはやはり必要な予算をつけてもらいたい。

ついでだから言いますが、どうして評判のいい出会いコンシェルジュ、予算を減らしてしまっただけですか、あれ。たかだか150万円ぐらいの予算でしょう。30万円か40万円減らしているでしょう。ですから、そういったことをしないで必要なところには使って、市民サービスが滞りないようにしていただきたいと思うんですよ。

それで、素人考えですが、国がお金がいよいよなくなってきた場合に、私らがあげるほうとしたら、お宅では貯金がこんなにいっぱいあるでしょうと。交付税少し5%カットしてください。よそから思ったら、もっと予算の苦しいところにあげますよと、そんな気がしますけれども、そういった危険性はないんですか。首振っているからない。じゃ、ないんだなということで了解はしていますが、では、次に3点目、人手不足のほうにいけます。

今、農業のほうの親元就農支援金、旭市独自のこういう、本当につけていただいてありがとうございます。提案した一人として大変うれしく思います。

それと、他地区から来る人というのは、よく皆さん大きな農家を規模拡大規模拡大と言いますけれども、大きな農業だけでこの耕作放棄地の問題は解決しないんですよ。ですから、よそから来る人は認定農家でも何でもないので、規模拡大そんなには望んでいないと思うんですよ。大体来る人は有機農業、有機農業は大型化できませんから、人手がかかりますから、常世田議員もやっぺらっぺらいますが、そういう大規模化は無理なんですよ。薬とか農薬使わないんですから。ですから、そういった人たちが今の耕作放棄地を救ってくれる大きな担い手になると思うんです。

ですから、兼業農家、それとそういう方々に対する支援を、何といたって千葉県一の農業生産額を誇る旭市ですので、これは予算つけてもいいと思いますが、課長のお考えをお願い

いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 兼業農家に対する支援ということで、本市ではこれまでも新規就農者への支援を行っておりますが、兼業農家の育成については、その実態に応じた柔軟な支援が必要であると認識しております。支援事業につきましては、兼業農家であっても農業所得の目標が520万円を超える場合は認定農業者として各種支援を受けることができます。また、新規農業経営を始める方につきましては、兼業農家であっても5年目に農業所得が270万円を目指すことによって、認定新規就農者として国の経営開始資金などの各種支援を受けることができます。

今後も、国・県、JAなどの関係機関と連携しながら、兼業農家の育成に取り組むなど、多様な形で農業に関わる人材を確保し、地域農業の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） 4点目、旭駅前活性化について、これ本当に、先ほども控室で話をしたんですが、よくよそに行ったときに、参考になるのかななんて注意深く見ているんですけども、銚子市なんかの場合には、駅前広場、広い道路で、震災で焼けてしまったあれもあるんでしょうけれども、それでホテルとかもできています。それで、議長とも前にお話ししたことがあるんですよ。議長になる前にね。旭の駅前、市民会館の跡地、あれは県の土地、それで県が警察の官舎を建てるという話があったんですけども、あの一等地に警察の官舎がそこになくてもいいでしょうと。あそこはぜひ旭市が市有地と交換してもらいなりなんなりして、市が先ほど言った官民連携の施設を造っていただければと、このような考えがあったの質問なんです。

たしかあれ、旭の駅前は、もう30年近く前ですか、県が主導で地権者と協力をいただいて立ち退きとかやってもらって広げたんですよ。その後そのままなんです。ですから、個人がお店やるやらないは個人の自由ですけども、ぜひそういったところを官民連携で何かお考えを、すぐにはお答え出ないでしょう。私も質問していても代替案を出すんですが、なかなか出ません。皆さんもそうだと思いますが、すぐお答え出ないでしょうが、先ほどから、市長うなずいてくれているので、何か考えてくれているんだと。部下に指示を出して、

どうか、今現在お考えがあればですけども、副市長、何かあれば。なければ結構ですが、ぜひそういった面で前向きに検討をお願いします。

個人ではなかなか無理ですよ、もう。これからは人口減で、お店をあそこに開けといたって、個人だってやっぱりボランティア精神でやるわけにいかないんで、やはりそういったところは官民連携になろうかと思います。

同じような質問です。5点目、銀座通りのにぎわいについてですが、本当に先ほど既存の店でもやってくれているところがあって、これ非常にありがたいですよ。私もいつも行くお店があるんですけども、品物がいいんです。いいというより丈夫なんです。よく大手の、店の名前言ってしまうとあれですが、あるやつはすぐ破けたりしてしまうんですよ。そういう専門店で買うのは丈夫で長もちするんです、同じメーカー名でも。あれ、やっぱり違うらしいですね。安売り用のやつとあれではやっぱり品物が違うらしいですよ。そういったお店があるので、ぜひ、強みだと思いますよ。既存の店は。テナントへ入ったらテナント料を高く取られますけれども、自分のお店で今やっている場合にはテナント料とか取られないですから、自分たちの人件費だけですからね。十分やり方によってはやっていけると思うんです。

今現在、店が何件やっているか分かりませんが、幸いなことにやめた人も全部更地にしてやめてくれていますので、駐車場が十分なんです。昔は、銀座通りという駐車場がなくて困ってしまうと。サンモールができた頃には駐車場がなくて困ってしまうんだよということだったんですが、今は駐車場は不便を来していません。買物に来た人も便利なんです。すぐお店の脇へ、至るところに駐車場があるので、そういった面で伸びる可能性は十分あると思います。

ランチエスターの二乗則って聞いたことがあると思うんですよ。売場面積が2倍になると、2掛ける2でお客は4倍になると。売場面積が3倍になると、3掛ける3で集客力は9倍になるというんですよ。ですから、今の銀座通りも5軒あるお店が10軒になればお客は倍ではなくて、2掛ける2、お客は4倍に増えるんですよ。ですから、あれを市とかもてこ入れしていただいて、ぜひ今ある人には辞めていただかない、頑張ってもらおう。それなりの優遇策でも何でもいからやってもらって、それで新たにお店を、もう5件銀座通りにお店ができたらすごい活気のあるお店になると思いますよ。

ぜひ、そういった面でのご指導なりお考えを、例えば日本全国でもどこかではそういう一旦駄目になりつつあった商店街が復活したところってあると思うんですよ。そういったとこ

ろを調べていただいて、今あれば教えてもらっても結構ですが、そういったところ、視察に値するようなところ、必ずあるはずですから、逆に旭市もそうになって視察に来てくれるような、昔、私は若い頃、旭市は、飲食店は、スナックとか、人口割にして千葉県で一番多いとか、そんな話を聞いたことがあったんですよ。たしかたくさんあったんですよ、お店も。ですから、そういった意味での、駅前とあわせて銀座通りが活性化すると旭市はもっともっとにぎやかなまちになるかなと、こんなふうな思いで質問をいたしました。

今現在、旭市がこうして東総の中核都市と堂々と言っているのは、これは、先日も20周年の合併式典ありましたが、合併できたおかげなんですよ。もう当然分かっているでしょうけれども、合併したことによって、町だったら、町長、助役、教育長、三役、四役と、4掛ける4で16人いますね。議員も70人いたんですが、10年間はその分が全部交付税でくれていたんでしょう。市に。ですから、よくなければおかしいはずなんですよ。それだけお金もらっているんだから、合併できないところはもらえないんですから。今現在だってお隣の銚子市は、比べたら年間40億円以上交付税が旭市に入っていますよ。ですから、そういった意味で、これからはそういったあれがなくなるんですから、旭市が独自の力で歩いていかなければしょうがないと、このように思うんです。

それで、これからは人口。人口減の話もしました。税収が減って、収入が当然旭市だってこれから減っていくわけですから、企業だった場合にはリストラあるいは早期退職して社員をぐっと減らして乗り切りますよね。日産自動車だって何十万人か何百万人もまた早く辞めてもらおうでしょう。ところが、市の場合はそうはいきませんよね。職員を採用して、人口が4万人になったから職員は早期退職してくれとか、辞めさせることはできないので、ぜひこれからもそういった面でも、職員の採用、今がピークだと思うんですよ。ですから、足りないところは任期付で乗り切るとか何とかして、これからそちらの方面も考えていく時期に来ているのではないかなと、そんなふうに思いますので、話が前後してすみませんが、そういった心配もしているわけであります。

それでは、最後の質問……

○議長（飯嶋正利） いや、木内議員、執行部のほうも答弁を用意していますので、5番目の再質問ということで、答弁をよろしく願いいたします。

再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） ありがとうございます。

銀座通りの活性化ですね。もともとある店舗、力というか魅力はあると思います。そういった店舗をやはりまずしっかり閉店しないように存続、発展していただくための支援について、商工会などと連携して支援してまいります。

それから、今活用している空き店舗活用事業、こちらは興味のある方はできるだけ使っていただけるよう周知してまいります。

それから、先進地の事例がありました。私もぱっとすぐ出てこないもので申し訳ございません。今後も、調査をしながら、視察が必要なところは視察しながら調査研究して、駅前通りの活性化に向けて推進していきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） どうもありがとうございました。

それでは、最後の質問、生涯活躍のまち・あさひ形成事業についてです。

これ、レストランがずっと休んでいるんですが、ごめんなさいね。これは辞める人は言っただけで辞めたわけではないでしょう。ある程度前からそういう話があったんでしょう。空間があれだけ空いてしまうと、来た人がもう道の駅は食堂がやっていないんだよということにもなりかねないので、どうしてこんなに遅れてしまったのか、その辺、見つかるまで。辞めると言ってからすぐ応募をかければ空白がなくてできたのではないかなと、そんなふうに思いますが。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 道の駅のレストランにつきましては直営でずっと続けてまいったところでございますが、料理長の退職で継続が難しくなってしまったということでありまして、これは定年退職になってしまったということで、難しい状況になっておりました。検討して、公募による新たな事業者を選定したほうがいだろうということで、そういった方向で9月に公募を実施して新たな事業者が選定されたという流れであります。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） それで、できたらですけども、やっぱり食べるのはその地区の特産を食べたいと思うんですよ、来る人は。ですから、旭市だとやっぱり食材は豊富です。野菜から何でもありますが、何と云って有名なのは豚肉ですよ。都城に次いで全国2位ですからね。いつか島田議員が質問しましたが、あのお弁当おいしかったですよね、やっぱり。ほってあの値段で食べられれば、どこか向こう、蓮沼かあっちのほうでイワシ井か何かやっ

ているでしょう。あれもやっぱり評判いいですよ。ですから、そういう地元、旭市だって飯岡、イワシもありますし、そういったところの特産でやっていただければ一つの目玉になるかなと、そんなふうに思います。答弁は結構です。

それで、道の駅の、今、駐車場なんかもちよっと狭いんですけども、拡張とかする場合には、当然あの辺農振の網がかかっていますが、市がやれば抜けるでしょうが、そういった関係で、これからはどうしても流れは、市役所もこっちに来ましたし、道の駅、中央病院、おひさまテラス、あの辺がこれからは旭市のやっぱりどうしても流れ的には中心になっていくと思うんですよ。ですから、開発、用途地域の指定というのは市長が指定できるんですか。それとも県ですか、あれは。とにかく、どちらも関係あるでしょうから、例えば今農振の網が入っていますけれども、やたら抜いてしまって、抜くのはいいんですが、ぜひ用途地域の指定も必要かと思うんですよ。ご存じのように、工業地帯、準工業地帯は住宅とか一切建てられないですから、厳しい法律ですから、ですからあの辺は何にしたらいいのかな、ちょっと分かりませんが、何でこんなことを言うかという、合併前の海上町、役場の庁舎が先にできました。それで、当時の町長は、この前は、周りは一切農振の網をかぶせたまま抜かないでおくんだよと。私が何でですかって、住宅地になるでしょうやと言ったら、それをやると無秩序にうちを建てられてしまうから、虫食い状態になってしまうから、わざと許可を抜かないんだよと。やっぱり大正解だと思いますよ。おかげで大きな公園もできましたし、海上中もあそこへ来ましたし、あと野球場もできました。あれ、やっぱり行政がそういう長い目で見て、さっきの話ではありませんが、10年後、20年後を見据えた、そのたまものだと思います。

ですから、そういった意味で、長い目で見て、これからあのまますっと農振をやったまま置いておくのも、これももったいないと思うんですよ。ぜひ抜くべきときは抜いて、新たな旭市の核となる場所ですから、銚子連絡道のインターだって近くまで来るんですから、一番いいところになると思いますので、そういった意味でのご配慮なりなんなりをお願いしたいと思います。

答弁ができればですが、答弁なければこれで質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 先ほどの旭市産の農産物なんですけれども、今回9月に公募の新たな事業者、公募の実施に当たりまして、旭市で生産された農畜水産物を優先的に調達す

ることを条件として公募しております。

それから、道の駅の拡張のご質問について私のほうから、道の駅の周りは農振農用地で議員ご指摘のとおりでありまして、安易に拡張できる環境にはございません。このため、交通誘導とか配置改善など、ソフト面での対応により混雑緩和に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、道の駅は本市の農畜水産物の魅力を発信する重要な拠点でありますので、引き続きお客様の利便性向上に向けた検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） 最後に一言だけ、また余計なことかもしれませんが、いつも言うんですが、私は、橋を越えたら神栖市ですから時々行くんですが、あれを見ると行くたび本当に感心するんです。皆さんも行ったら分かると思いますが、道路が今3車線になりました。上り下り3車線。あれ、前は2車線だったんですよ。どうしてあれ簡単に3車線にできたかという、上り下りあって、中央に二、三線ぶり道路を空けてあったんですね、敷地が。だから、当時の知事だか代議士だか分かりませんが、これはすばらしかったなど。それが今のあの発展なんですよ。人口幾らも変わらないんですよ、旭市とは。そういうところがありとあらゆる職種、にぎやかで活性化していますよ。ですから、そういった目で、ちょうどできて50年ですが、政治は50年先、そのままずばり当たっていますよ。ですから、バスが行くのに、東京行くのにびったりで行くそうなんです。渋滞ないそうなんです。それはそうでしょう。3車線が走っていて、なお中央の右折レーンがまた別にあるんですから。場合によっては4車線ですからね。そういったことを踏まえて、当時の旭市の市長は、旭市の執行部はいいことをやってくれたなど。一つでもできればいいと思いますので、くどいようですがお願いをさせていただきます。

以上で一般質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 答弁はよろしいでしょうか。

木内欽市議員の一般質問を終わります。

木内欽市議員は自席へお戻りください。

以上で予定いたしました一般質問は全て終了いたしました。

○議長（飯嶋正利） 次回は27日、定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時48分